

矢板市景観計画ガイドライン

**令和5年4月
栃木県矢板市**

目次

1 景観計画ガイドラインの目的.....	1
2. 届出手続きの流れ等.....	2
(1) 届出対象行為.....	2
(2) 届出手続きをの流れ	3
(3) 用語の解説	4
(4) 建築物の届出（事前協議）の要否	6
(5) 工作物の届出（事前協議）の要否	8
(6) 開発行為の届出の要否	10
(7) 届出の際の関係法令等の確認	10
(8) 届出等に必要な書類	11
3. 景観形成基準の解説について.....	13
(1) 共通事項	13
(2) 建築物	15
(3) 工作物	38
(4) 開発行為	48

1 景観計画ガイドラインの目的

本市は、高原山のふもとに広がる自然の恵み豊かな大地のもと、いにしえより先人たちが守り育んできた優れた自然環境、築いてきた伝統、培われてきた文化や産業を育み発展させながら、生活や産業を営んできています。

これらの豊かな自然環境と歴史・文化的環境を生かし、市民・事業者・行政が協働した「矢板らしい景観」の保全・形成・活用、ひいては美しく風格ある国土の形成、潤いのある生活環境や活力ある地域社会の実現を目指していくため、良好な景観形成に向けた取組を総合的かつ一体的に推進していくことを目的に「矢板市景観計画」を策定することとしました。

景観計画では、本市における景観まちづくりに関する方針や届出対象行為、景観形成基準等を定めていますが、本ガイドラインでは、届出対象行為や景観形成基準をわかりやすく解説するとともに、景観計画の運用等の指針とすることを目的に作成しました。

2. 届出手続きの流れ等

(1) 届出対象行為

矢板市では、矢板市景観条例に基づき、周辺景観に大きな影響を与える一定規模以上の行為（大規模行為）は、景観法に基づく届出の前に、事前協議を行うものとします。

この事前協議制度は、景観形成の基本目標や景観構造別の景観形成方針等の内容を計画の早期段階から計画に反映していただくことで、景観法に基づく届出を円滑に進めるため実施するものです。

【届出対象行為】

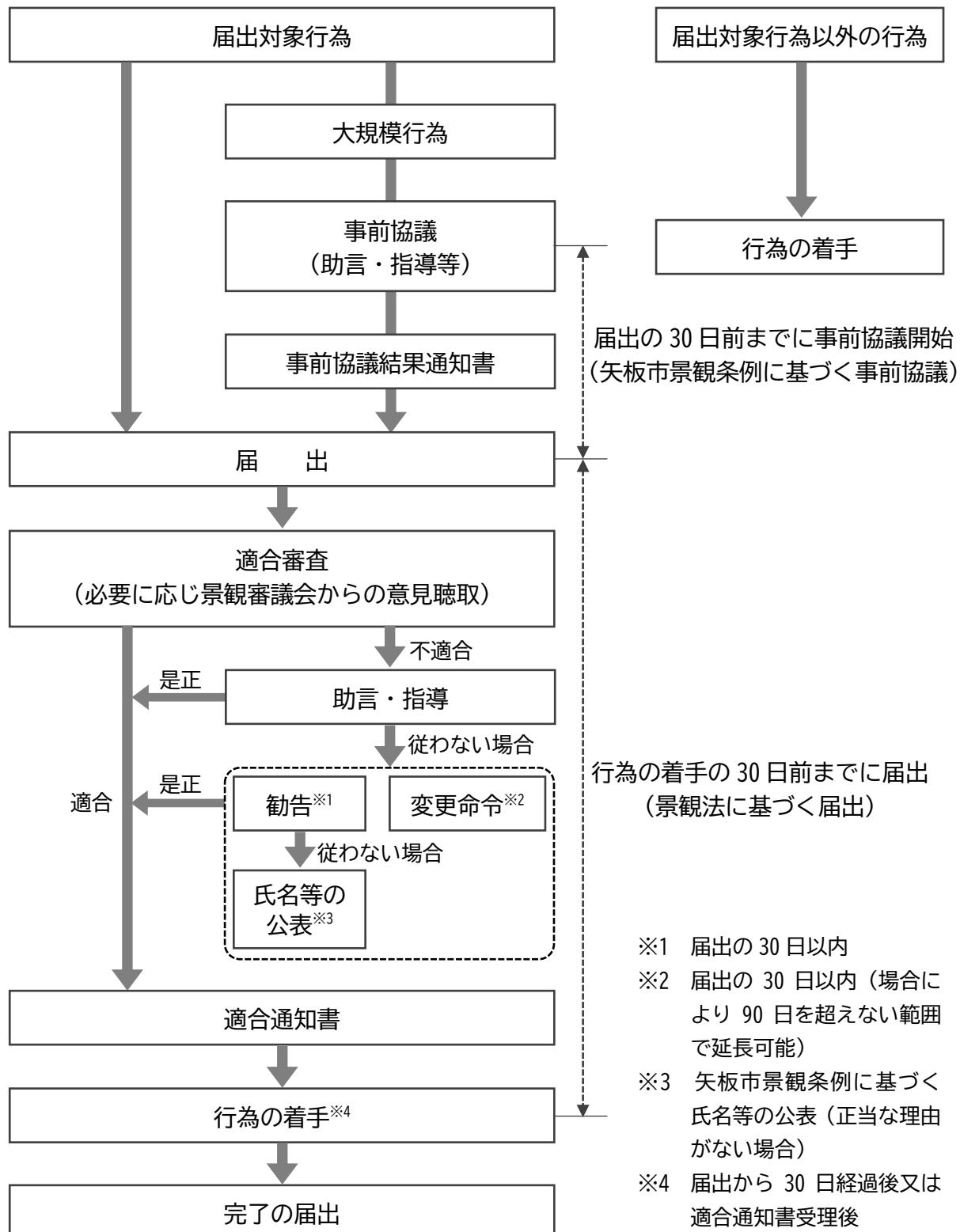
行為の種類	届出対象規模 (届出が必要なもの)	大規模行為規模 (事前協議が必要なもの)
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ 10m又は建築面積 500 m ² を超えるもの	高さ 13 m 又は建築面積 1,000 m ² を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①さく、塀、垣（生垣を除く）、擁壁等 ②煙突、排気塔等 ③鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等 ④記念塔、電波塔、物見塔等 ⑤高架水槽、冷却塔等 ⑥広告塔、広告板等 ⑦彫像、記念碑等 ⑧電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物 ⑨観覧車、メリーゴーラウンド等の遊戯施設 ⑩アスファルトプラント等の製造施設 ⑪ガス、石油、穀物等を貯蔵し、又は処理する施設 ⑫自動車車庫の用に供する施設 ⑬汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 ⑭再生可能エネルギーに関連する自立型の構造物	高さ 3mを超えるもの 高さ 10mを超えるもの 高さ 15mを超えるもの 高さ 15mを超えるもの 高さ 20mを超えるもの ■山地・丘陵地景観ゾーン 高さ 2mを超えるもの又は区域面積 500 m ² を超えるもの ■その他のゾーン 高さ 2mを超えるもの又は区域面積 1,000 m ² を超えるもの ■山地・丘陵地景観ゾーン 高さ 5mを超えるもの又は区域面積 1,000 m ² を超えるもの ■その他のゾーン 高さ 5mを超えるもの又は区域面積 5,000 m ² を超えるもの
都市計画法で規定する開発行為	■山地・丘陵地景観ゾーン 区域面積 1,000 m ² を超えるもの ■その他のゾーン 区域面積 3,000 m ² を超えるもの	—

※上記に記載のない工作物は都市整備課に確認

(2) 届出手続きの流れ

大規模届出対象の行為者は、矢板市景観条例に基づき事前協議を行う必要があります。事前協議は、景観法に基づく届出の 30 日前までに開始するものとします。

【行為の届出手続きの流れ】※大規模行為のみ事前協議を実施する



(3) 用語の解説

1) 建築物

建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいい、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの等をいいます。

2) 工作物

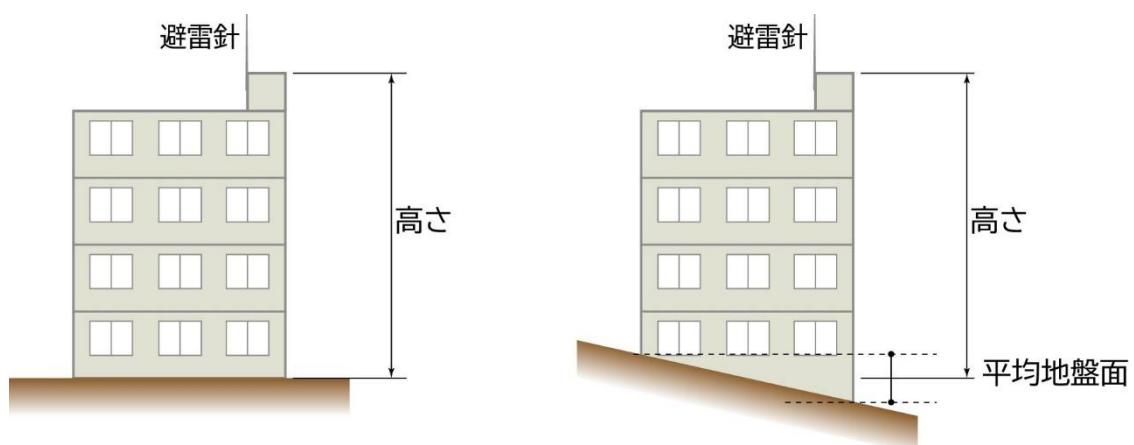
土地に定着する工作物のうち、建築物を除くものをいいます。

3) 開発行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいいます。

4) 高さ

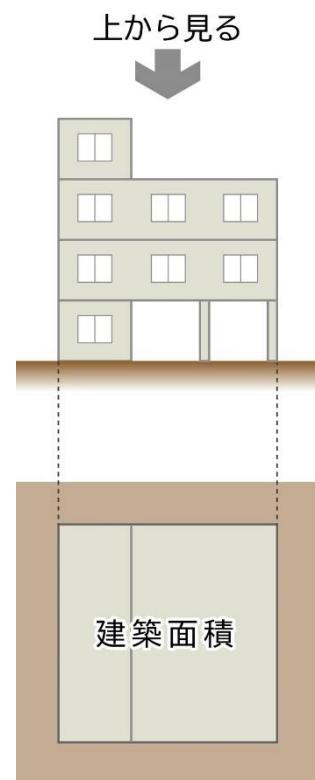
建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定する高さをいい、地盤面（地盤の高低差が3m以内の場合は、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面。高低差が3mを超える場合は、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面）からの高さをいいます。



※避雷針や格子状の手すりなどの見通しのきくものは高さに含みません。

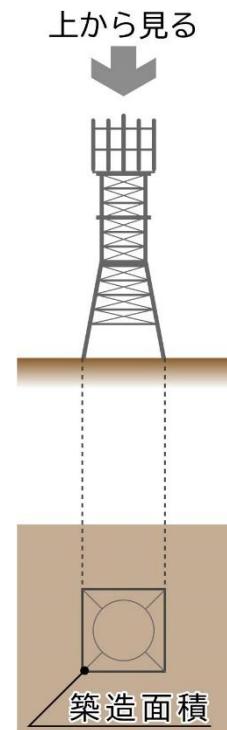
5) 建築面積

建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する面積をいい、建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます。



6) 築造面積

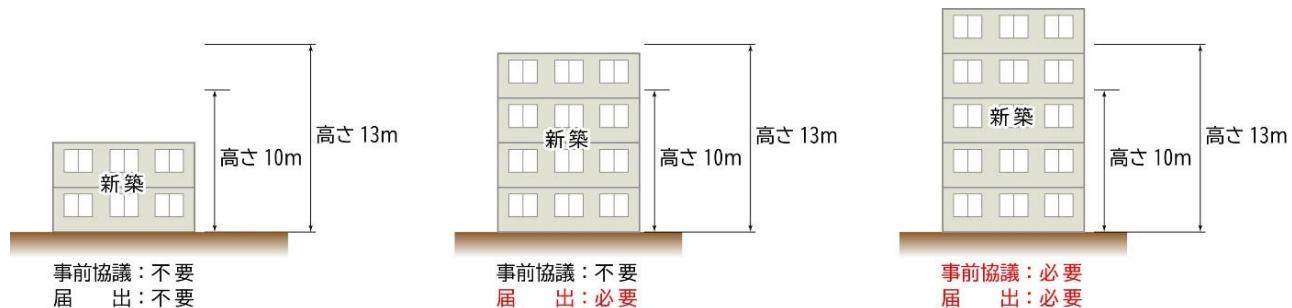
建築基準法施行令第2条第1項第5号に規定する築造面積をいい、工作物の水平投影面積をいいます。



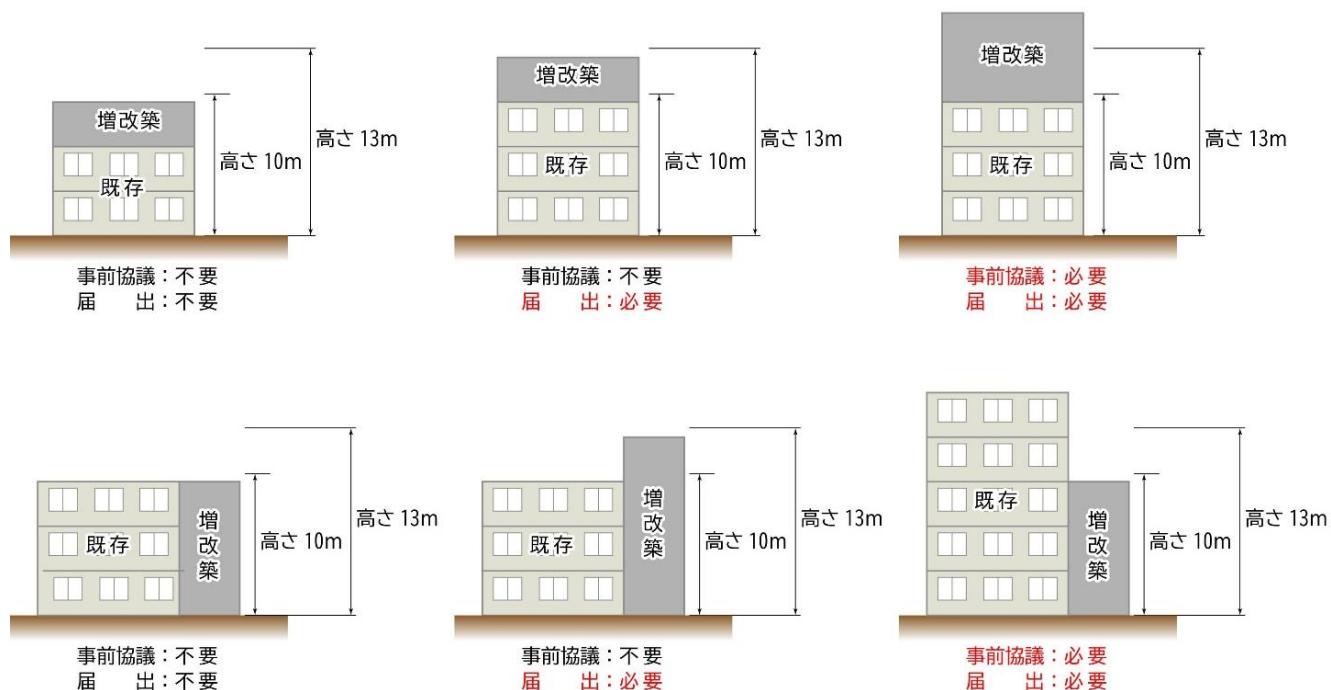
(4) 建築物の届出（事前協議）の要否

1) 高さについて

● 新築の場合



● 増改築の場合



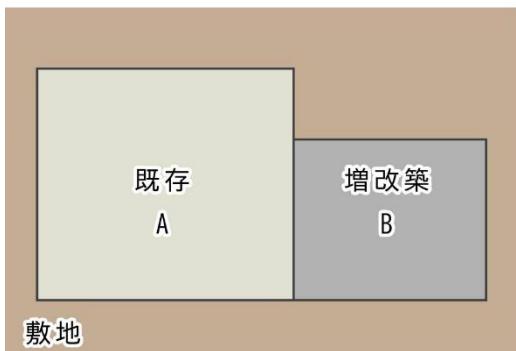
2) 建築面積について

● 新築の場合



建築面積 > 1,000 m² : 届出必要・事前協議必要
1,000 m² ≥ 建築面積 > 500 m² : 届出必要・事前協議不要
500 m² ≥ 建築面積 : 届出不要・事前協議不要

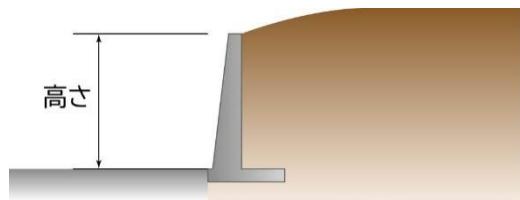
● 増改築の場合



建築面積 (A+B) > 1,000 m² : 届出必要・事前協議必要
1,000 m² ≥ 建築面積 (A+B) > 500 m² : 届出必要・事前協議不要
500 m² ≥ 建築面積 (A+B) : 届出不要・事前協議不要

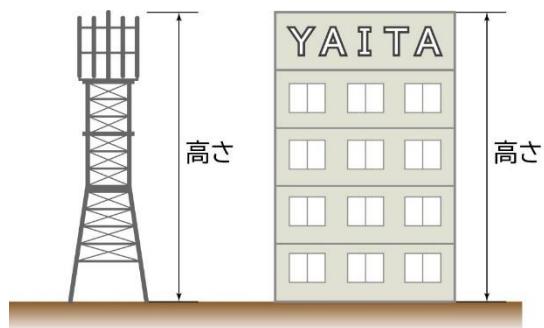
(5) 工作物の届出（事前協議）の要否

①の場合



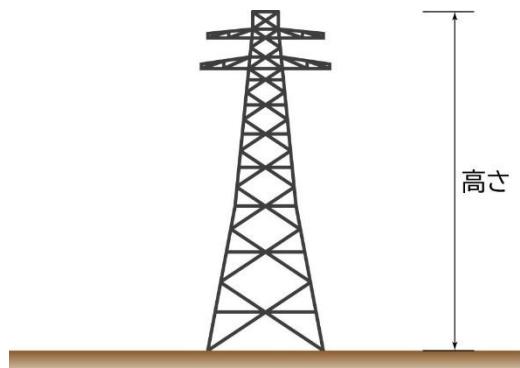
高さ > 5m の場合 : 事前協議必要・届出必要
5m ≥ 高さ > 3m の場合 : 事前協議不要・届出必要
3m ≥ 高さ の場合 : 事前協議不要・届出不要

②から⑦の場合



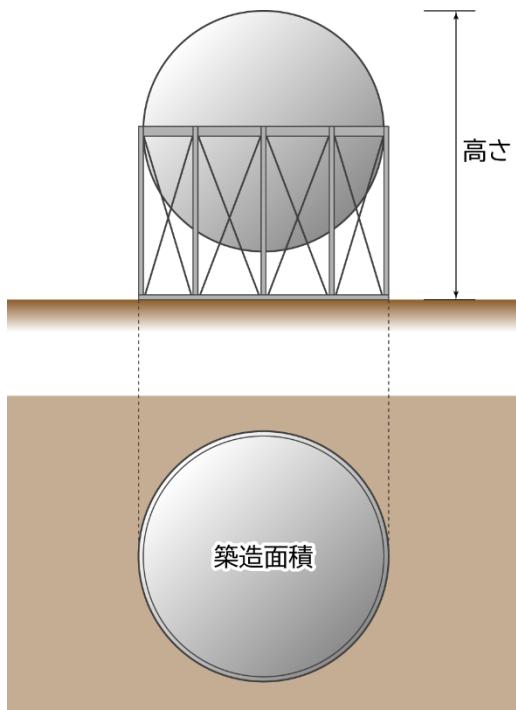
高さ > 15m の場合 : 事前協議必要・届出必要
15m ≥ 高さ > 10m の場合 : 事前協議不要・届出必要
10m ≥ 高さ の場合 : 事前協議不要・届出不要

⑧の場合



高さ > 20m の場合 : 事前協議必要・届出必要
20m ≥ 高さ > 15m の場合 : 事前協議不要・届出必要
15m ≥ 高さ の場合 : 事前協議不要・届出不要

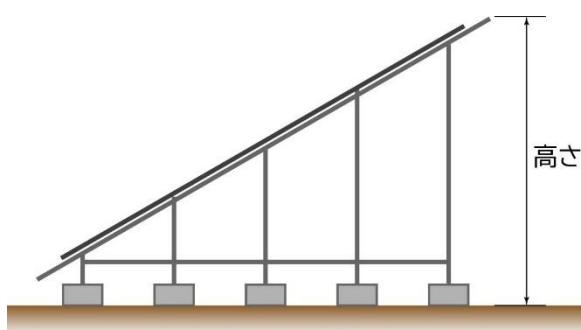
⑨から⑬の場合



高さ > 15m の場合 : 事前協議必要・届出必要
15m ≒ 高さ > 10m の場合 : 事前協議不要・届出必要
10m ≒ 高さ の場合 : 事前協議不要・届出不要

建築面積 > 1,000 m² の場合 : 事前協議必要・届出必要
1,000 m² ≒ 建築面積 > 500 m² の場合 : 事前協議不要・届出必要
500 m² ≒ 建築面積 の場合 : 事前協議不要・届出不要

⑭の場合



■すべての景観ゾーン

高さ > 5m の場合 : 事前協議必要・届出必要
5m ≒ 高さ > 2m の場合 : 事前協議不要・届出必要
2m ≒ 高さ の場合 : 事前協議不要・届出不要



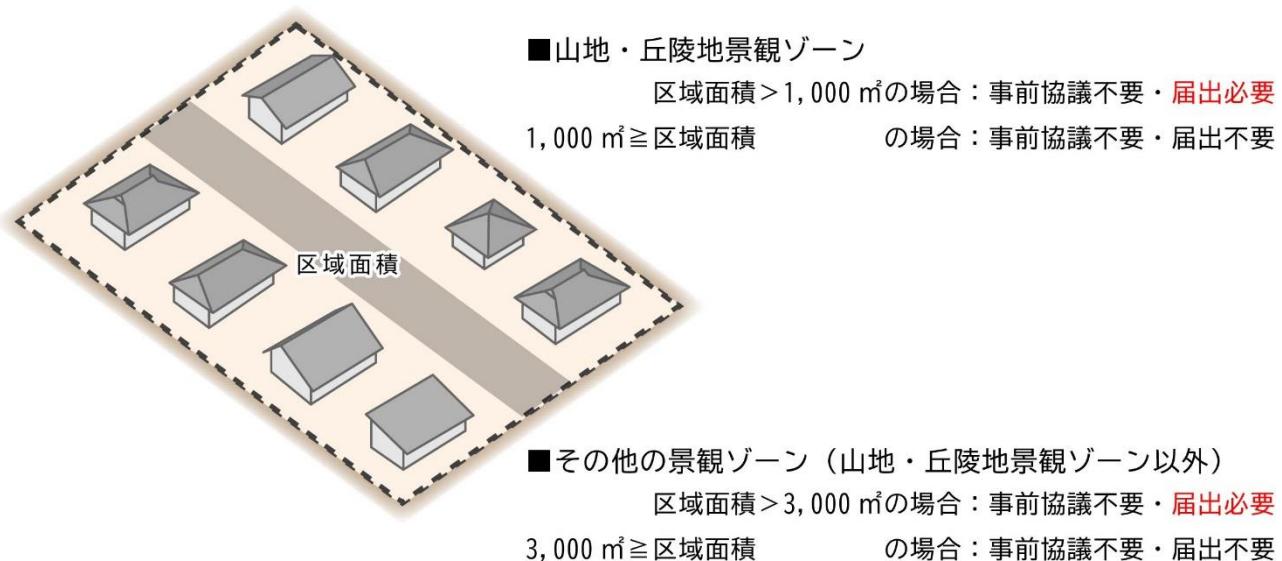
■山地・丘陵地景観ゾーン

区域面積 > 1,000 m² の場合 : 事前協議必要・届出必要
1,000 m² ≒ 区域面積 > 500 m² の場合 : 事前協議不要・届出必要
500 m² ≒ 区域面積 の場合 : 事前協議不要・届出不要

■その他の景観ゾーン（山地・丘陵地景観ゾーン以外）

区域面積 > 5,000 m² の場合 : 事前協議必要・届出必要
5,000 m² ≒ 区域面積 > 1,000 m² の場合 : 事前協議不要・届出必要
1,000 m² ≒ 区域面積 の場合 : 事前協議不要・届出不要

(6) 開発行為の届出の要否



(7) 届出の際の関係法令等の確認

関係法令	関係機関
建築基準法	【建築確認申請窓口】建設部 都市整備課 【審査機関】大田原土木事務所又は民間の指定確認検査機関
都市計画法	建設部 都市整備課
栃木県屋外広告物条例	建設部 都市整備課
文化財保護法	教育委員会事務局教育部 生涯学習課
自然公園法	環境省 日光国立公園那須管理官事務所

(8) 届出等に必要な書類

届出等にあたっては、以下の届出書及び添付図書を各1部提出してください。

なお、事前協議で提出し変更のない図書は、行為の届出の際に添付する必要はありません。

また、変更の届出の際は、変更部分にかかる図書のみ添付してください。

1) 建築物・工作物

届出等の種類 【取扱要綱 様式】	添付図書	
	種類	記載内容
事前協議 【様式第5号】	位置図 (1/2,500以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・方位、道路及び目標となる地物 ・敷地の位置
	配置図 (1/100以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・方位及び縮尺 ・敷地の形状 ・建築物及び工作物の配置 ・隣接する道路の位置及び幅員 ・植栽等の位置、高さ及び種類
		<ul style="list-style-type: none"> ・壁面及び屋根の仕上げ材及び色彩 ・開口部、附属設備、軒等の位置及び形状 ・屋外広告物の表示又は設置の位置及び形状
		<ul style="list-style-type: none"> ・区域面積、建築面積、床面積
		<ul style="list-style-type: none"> ・複数方向（2方向以上）から行為地及びその周辺の状況が分かるようにカラーで撮影したもの ・配置図等に撮影位置及び方向を明示すること
	各階平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位、縮尺及び寸法 ・開口部の位置
		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又は工作物と周辺の状況が明確に判断できるもの
	着色された透視図	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮した事項にチェックを入れ、具体的な工夫や配慮内容を記入すること
	景観形成基準チェックシート 建築物【様式第2号】 工作物【様式第3号】	
完了（中止）の届出 【様式第8号】	完成写真（完了の場合のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・複数方向（2方向以上）から行為地の状況が分かるようにカラーで撮影したもの

2) 開発行為

届出等の種類 【取扱要綱 様式】	添付図書	
	種類	記載内容
行為(変更)の届出 【様式第1号】	位置図 (1/2,500以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・方位、道路及び目標となる地物 ・敷地の位置
		<ul style="list-style-type: none"> ・方位及び縮尺
	現況図	<ul style="list-style-type: none"> ・付近の土地の利用状況
		<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する道路の位置及び幅員
		<ul style="list-style-type: none"> ・行為の区域
	現況写真	<ul style="list-style-type: none"> ・複数方向(2方向以上)から行為地及びその周辺の状況が分かるようにカラーで撮影したもの
		<ul style="list-style-type: none"> ・現況図等に撮影位置及び方向を明示すること
	計画図 (1/100以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・方位、行為地の境界
		<ul style="list-style-type: none"> ・行為地の面積、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模
		<ul style="list-style-type: none"> ・行為後の措置及び緑化計画
	縦・横断図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位及び縮尺
		<ul style="list-style-type: none"> ・行為の前後における土地の縦断図及び横断図
	景観形成基準チェックシート【様式第4号】	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮した事項にチェックを入れ、具体的な工夫や配慮内容を記入すること
完了(中止)の届出 【様式第8号】	完成写真(完了の場合のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・複数方向(2方向以上)から行為地の状況が分かるようにカラーで撮影したもの

3. 景観形成基準の解説について

届出対象行為については、建築基準法や都市計画法等の他法令の規定を遵守するとともに、本計画に定める景観形成基準に適合する必要があります。

本計画の景観形成基準の具体的な運用基準は以下のとおりです。

(1) 共通事項

【景観形成基準】

地域の特性を考慮し、その地域の基調となる景観と調和させること。

【考え方】

地域固有の自然や街並み、色彩などといった景観の基調と調和を図っていくことが望されます。



高原山を背景に広がる田園景観



緑豊かな住宅地景観

【景観形成基準】

景観法（平成 16 年法律第 110 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）等に基づく施策又は県若しくは市が定める景観形成に関する条例、要綱等に基づく施策がある場合は、それらの施策との整合性に配慮すること。

【考え方】

関係法令や、栃木県、矢板市の総合的な景観施策との整合に努め、効果的な景観まちづくりに寄与していくことが望されます。

«景観形成施策例»

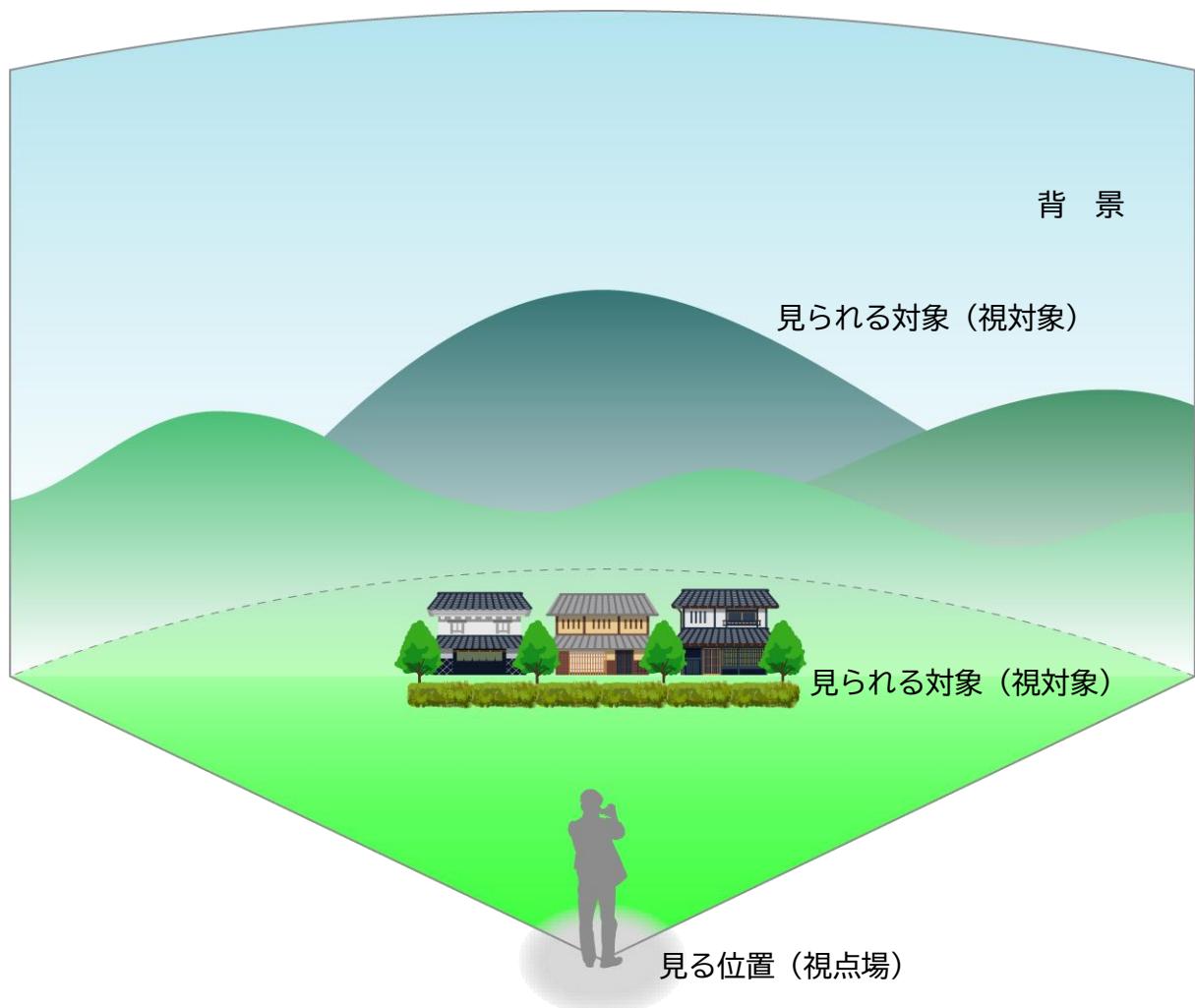
- ・日光国立公園那須甲子・塩原地域管理計画書
- ・栃木県自然環境の保全及び緑化に関する条例
- ・栃木県屋外広告物条例
- ・矢板市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 等

【景観形成基準】

見る位置（視点場）と見られる対象（視対象）との関係を考慮した景観形成に努めること。

【考え方】

意識的に「視点場」を想定し、視点場の環境を整えるとともに、視対象となる高原山などの山並み景観や地域のシンボルとなる建造物とその背景との一体的な景観づくりを進めることができます。



(2) 建築物

● 位置及び規模

【景観形成基準】

地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。

【考え方】

建築物の建築にあたっては、主要な視点場からの眺望を十分調査し、良好な眺望を阻害しない位置、規模の検討を行うことが望まれます。

【配慮事項】

- ・山地・丘陵地景観や田園景観の中においては、主要な眺望点からの眺望を基準として、位置や規模を検討します。
- ・市街地では道路、公園、広場等を視点場とした街並みの見え方を基準として、位置や規模を検討します。
- ・眺望に配慮して位置の工夫や規模を抑える検討を行います。



× 視対象となる施設への眺望に配慮していない



○ 視対象となる施設への眺望を確保するため、位置や規模に配慮している

【景観形成基準】

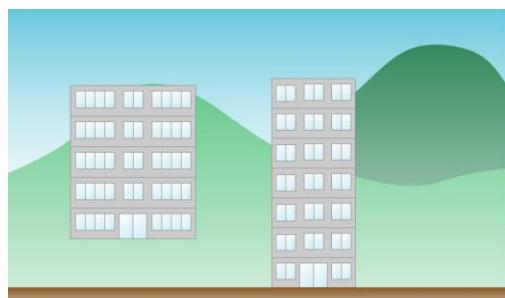
山稜の近傍にあっては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。

【考え方】

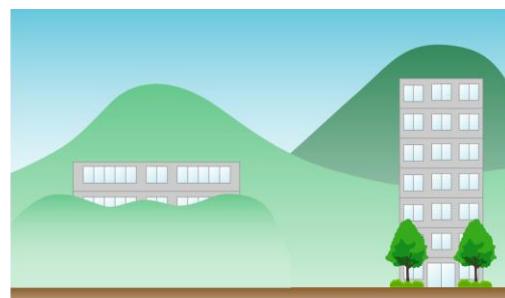
視点場を意識したうえで、建築物の位置や規模を工夫し、山並みのつくる自然の連続性をもった稜線を遮ることがないよう検討を行うことが望まれます。

【配慮事項】

- ・長大な幅や壁面を有する建築物は、位置の工夫や周辺の樹木を残すなど、山並みの稜線を分断しないように配慮します。



× 稜線を阻害している



○ 稜線を阻害しないように、位置や規模等に配慮している

【景観形成基準】

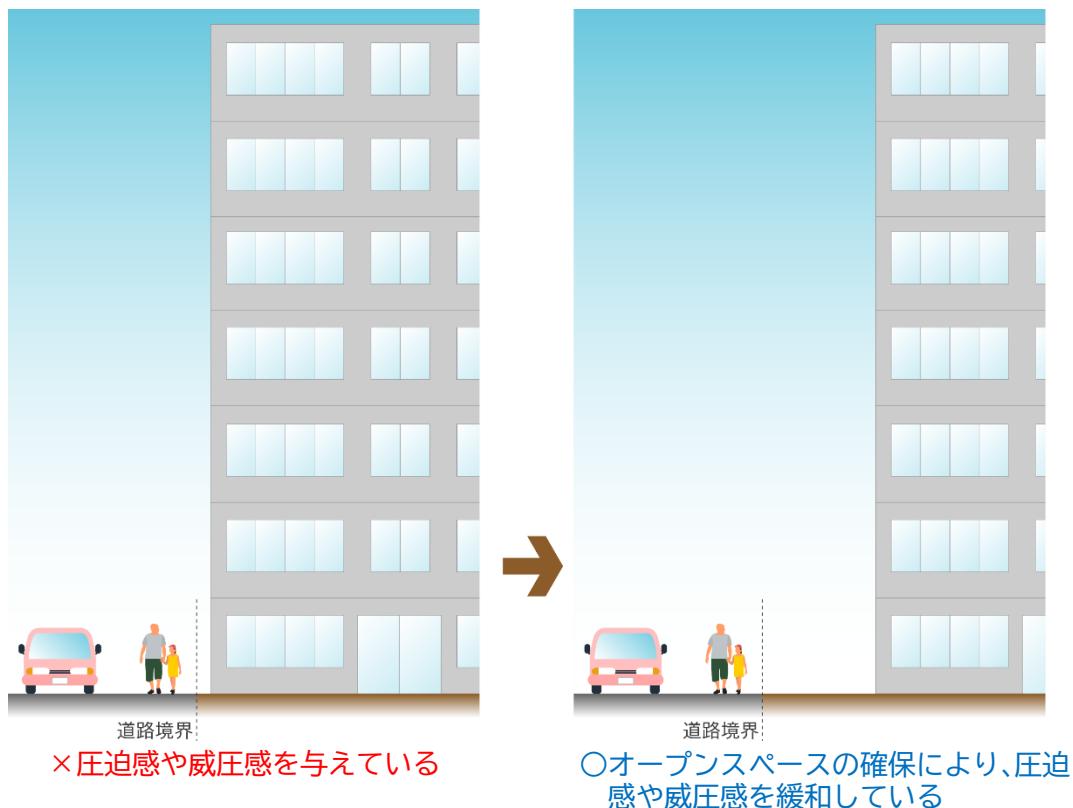
道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような位置及び規模とすること。（大規模行為限定）

【考え方】

歩行者の行き交う道路や河川等の公共空間に接する部分には、できる限り空間を確保することや、上空への開放感を創出する工夫をすることが望まれます。

【配慮事項】

- ・道路境界線、隣地境界線から建築物までの距離をとり、ゆとりを確保します。
- ・接道部分の緑化などにより歩行者空間との一体化に配慮します。



【景観形成基準】

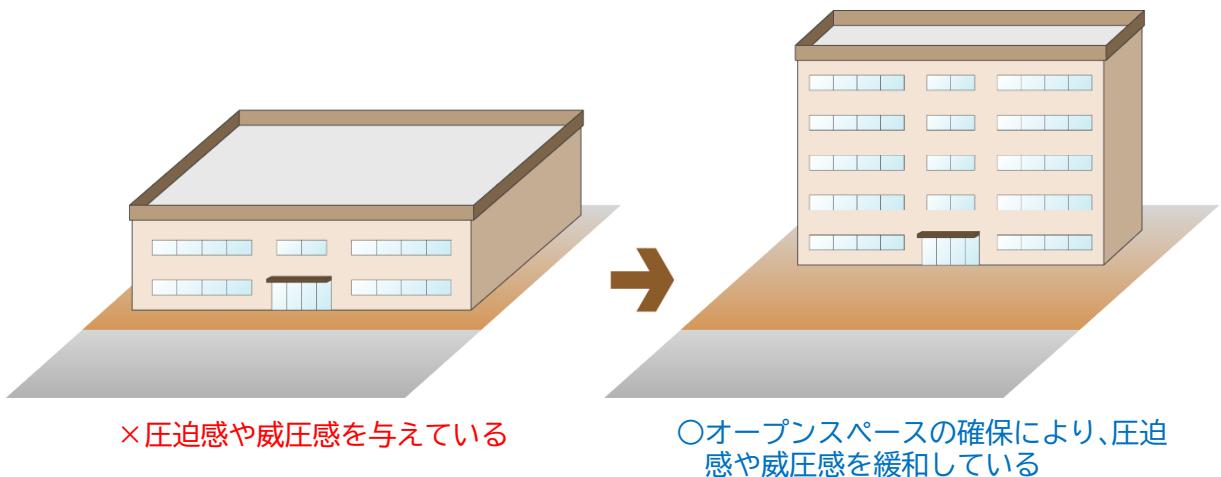
建築物の周辺には、できる限り空地を確保すること。（大規模行為限定）

【考え方】

周囲の土地利用状況を勘案しながら、敷地内にできる限り空地を確保することが望まれます。

【配慮事項】

- ・敷地内は建築面積の割合を抑え、空地を確保し、緑化修景等に活用可能となるよう配慮します。
- ・敷地境界から一定の幅をもった空地や緑地帯を確保します。
- ・周囲の樹林等との連続性に配慮した緑化が可能になるように空地を配置するよう配慮します。



【景観形成基準】

歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。

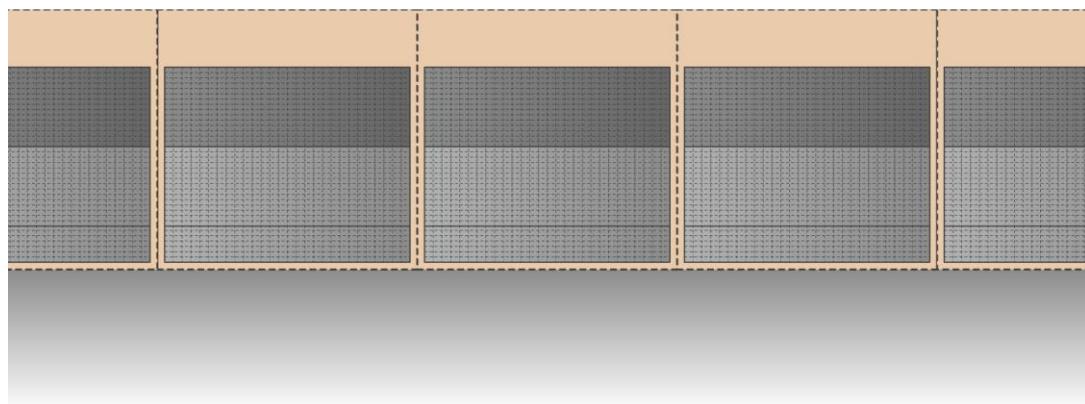
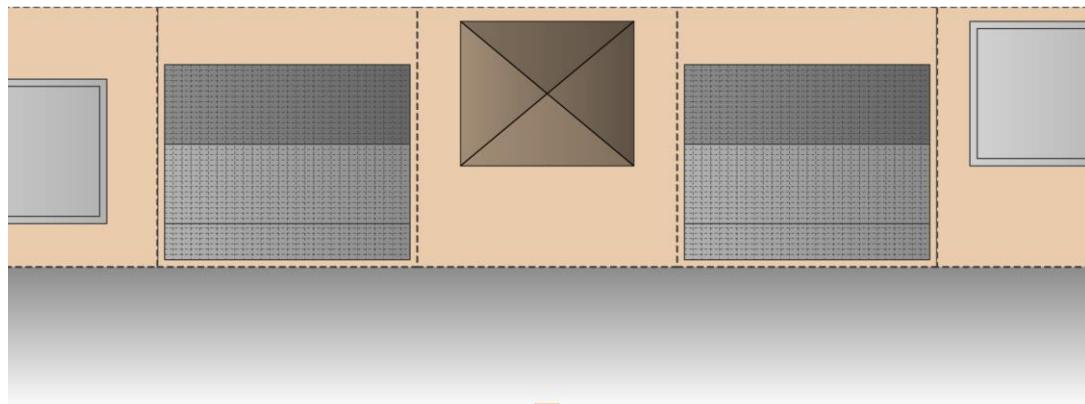
【考え方】

街並みの連続性が途切れたり、歴史や文化を伝える景観が阻害されたりすることがないよう、建築物の位置や規模の検討を行うことが望まれます。

【配慮事項】

- ・歴史的建造物等がつくる街並みに対し、建築物の軒や開口部の高さ、壁面線の位置、色調をそろえるなど、連続性を維持、創出します。
- ・歴史的景観資源の周辺にゆとり空間等を確保したり、調和する色調とするなど、歴史的雰囲気を大切にします。

×壁面線の位置がそろっていない



○壁面線の位置がそろい連続性を創出している

【景観形成基準】

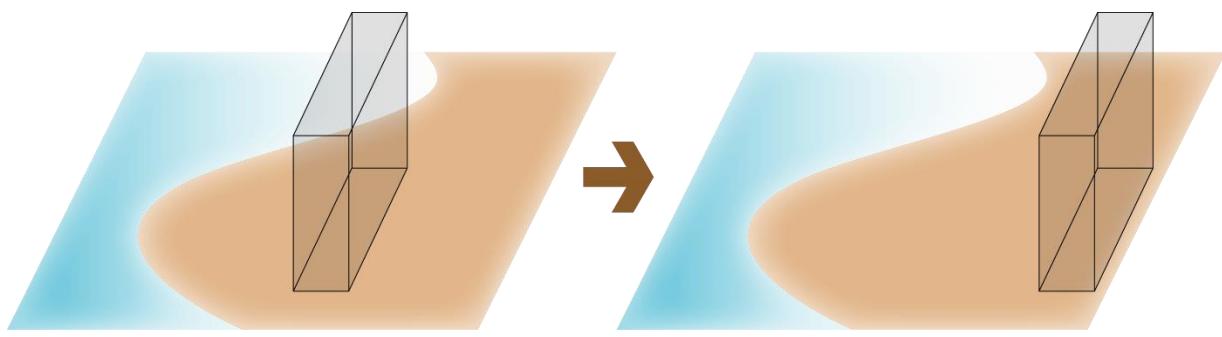
水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。

【考え方】

潤い、広がり、美しさをもった水辺の景観を保全、創出する建築物の位置や規模の検討を行うことが望まれます。

【配慮事項】

- ・水辺から距離をとるなど、水辺沿いの景観に調和するよう配慮します。
- ・水辺がつくる水際線の連続性を分断しない位置や規模の工夫を図ります。



● 形態及び意匠

【景観形成基準】

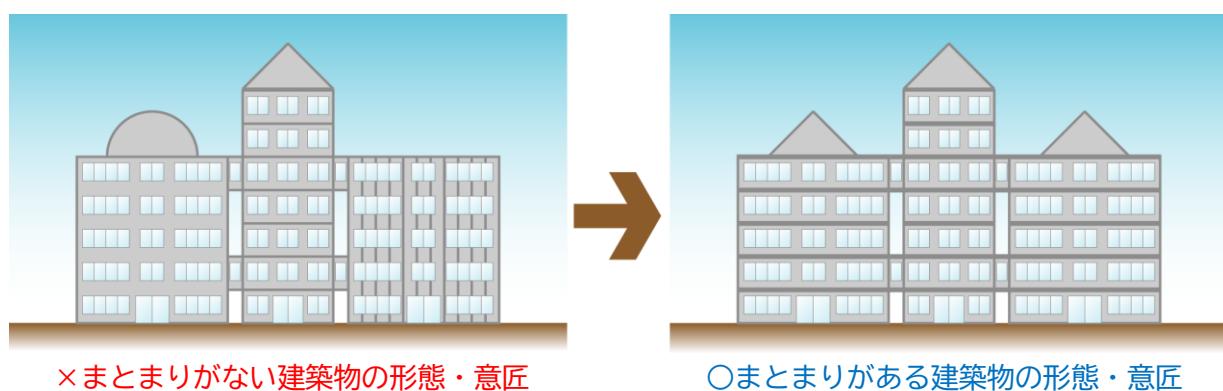
建築物全体として調和のとれた形態及び意匠とすること。

【考え方】

形態や意匠が統一された基調を創出し、一体性の保たれた街並みの形成に寄与することが望されます。

【配慮事項】

- ・複数の建築物を建築する場合は、一体的でまとまりのある景観に配慮します。
- ・複合的な建築物や増改築の場合も、基調となる意匠を踏襲するなど、建築物の一体的な形態と意匠に配慮します。



【景観形成基準】

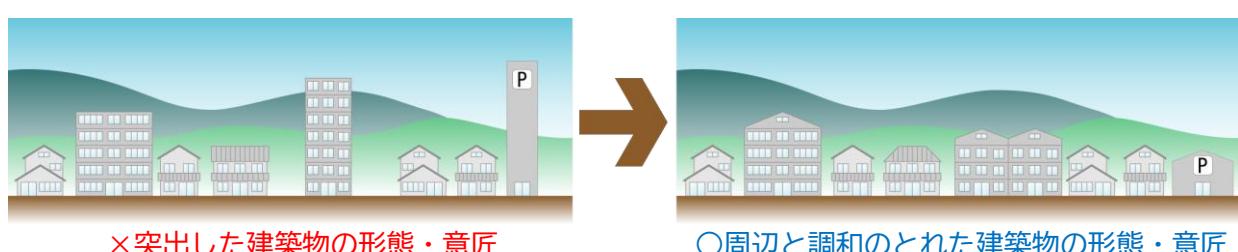
周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。

【考え方】

形態や意匠を構成する屋根形状、窓、ベランダ、バルコニーなどといった要素を、まとまりのある一つの建築物として一体的に計画するとともに、背景となる周囲の景観や街並みがつくる基調とも調和させることができます。

【配慮事項】

- ・街並みと調和するよう屋根の形状、窓、ベランダ、バルコニーの壁面デザインなどに配慮します。
- ・山地・丘陵地景観や田園景観の中では、背景となる山林や山並みと調和する形態や、自然と違和感が生じない意匠に配慮します。



【景観形成基準】

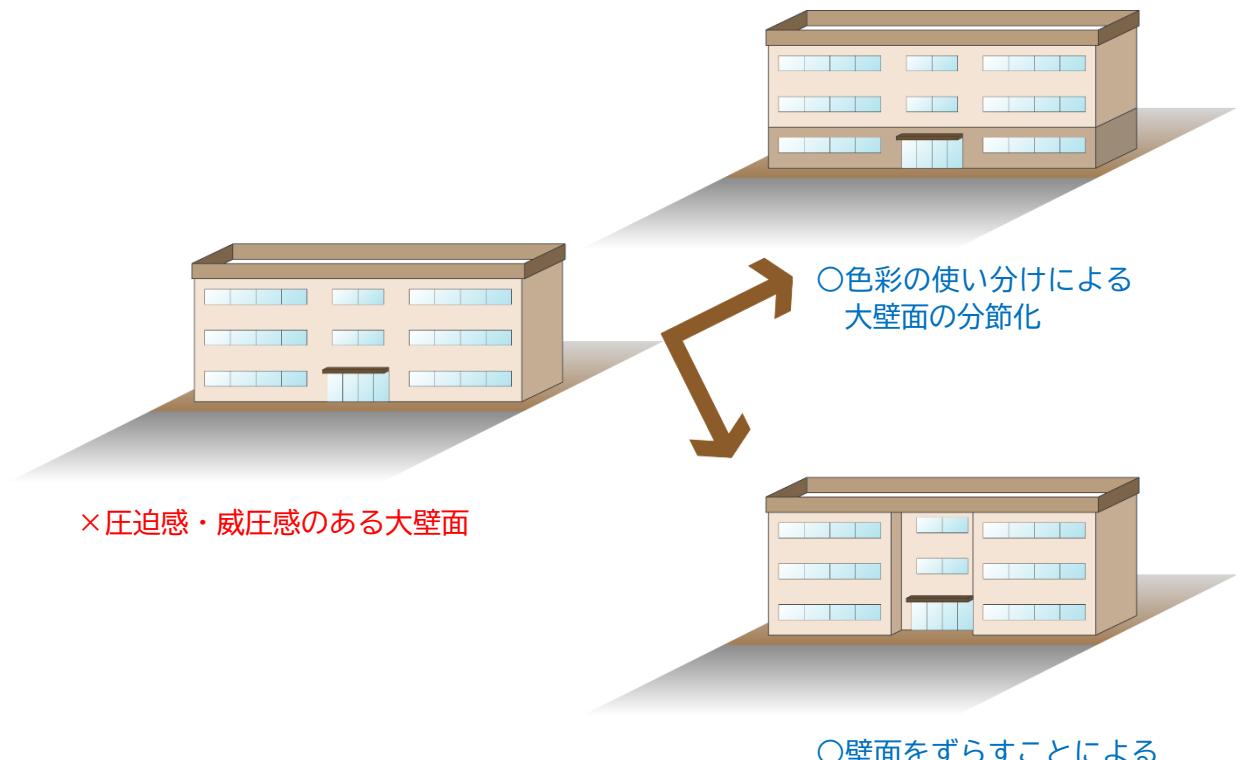
道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような形態及び意匠とすること。（大規模行為限定）

【考え方】

歩行者等を考慮した形態や親しまれる意匠を施すなど、安心感や居心地の良さを与える建築物の形態や意匠を検討することが望まれます。

【配慮事項】

- ・開口部を道路や河川等の公共空間に向けるよう配慮します。
- ・外壁などの意匠は、街に開かれ、親しまれる工夫を図ります。



【景観形成基準】

歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はその歴史的な建造物等と調和する形態及び意匠とすること。

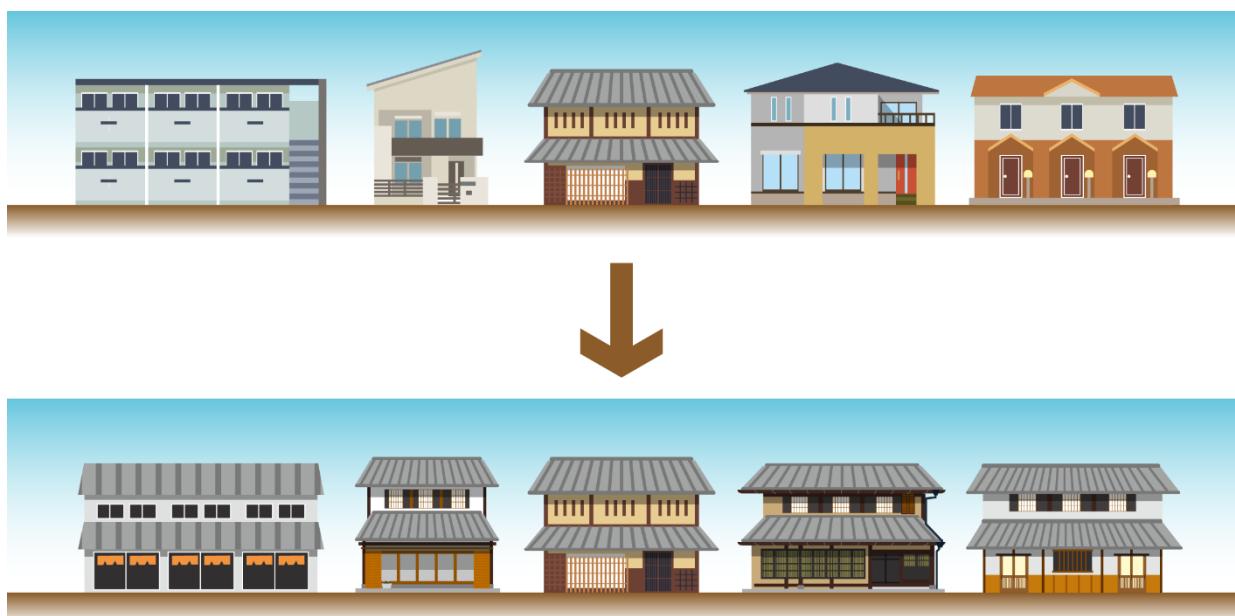
【考え方】

伝統的な形態や意匠を継承し、歴史的景観と調和するよう努めることが望まれます。

【配慮事項】

- ・屋根形状や屋根勾配等による連續性に配慮します。
- ・歴史的背景や地域特性を十分理解し、その継承に努めます。

×歴史的建築物周辺の建築物の形態・意匠に配慮がない



● 色彩

【景観形成基準】

周辺の景観に調和する彩度及び明度の色彩とすること。

【考え方】

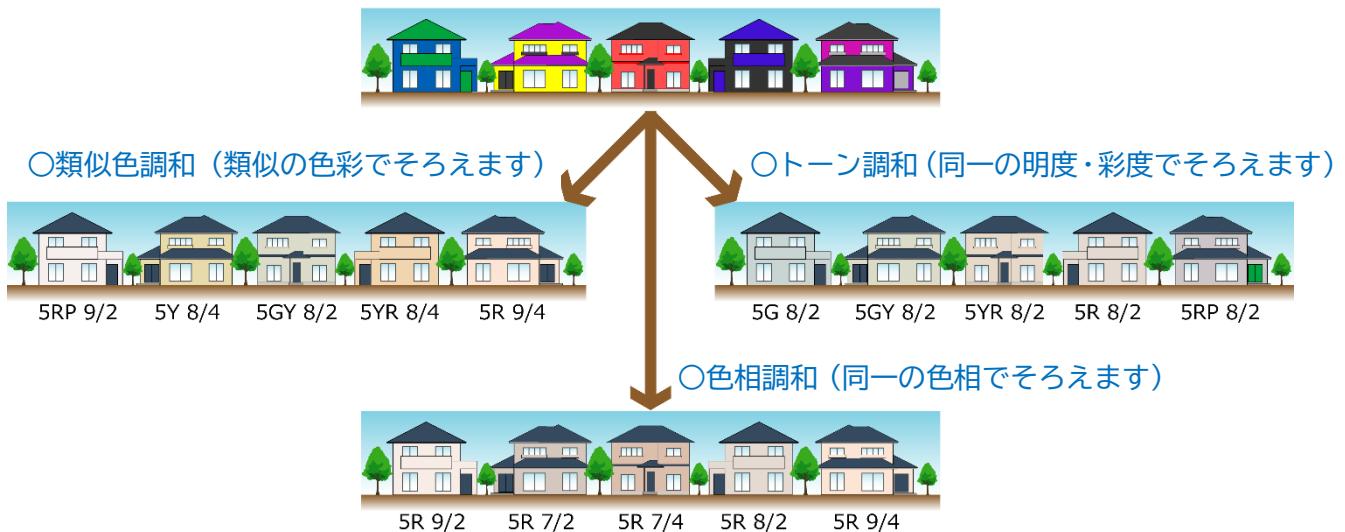
建築物の色彩は、街並みに対する調和の重要な要素といえます。その建築物が、田園景観の中にある場合、遠景となる山並みや周辺の田畠等が形成する基調となる色彩の範囲から逸脱すると、調和が損なわれます。

特に大規模建築物は壁面積も大きいため、その影響も大きいものとなります。建築物の色彩の決定にあたっては、背景となる街並みや田園等の基調となる色彩との関係を十分考慮に入れ、背景に対して過度に鮮やかな色彩、あるいは明るい色彩を大面積に使用することは避ける等、調和を図ることが望されます。

【配慮事項】

- ・基本的に、彩度を抑えた色彩を建築物の色の基調とするよう配慮します。
- ・背景となる景観との明度差の小さい色彩を建築物の基調とするよう配慮します。
- ・アクセントカラーを導入する場合は、周辺や建築物の基調となる色彩と使用する面積割合とのバランスに配慮します。

×隣接する建物の色彩への配慮に欠ける街並み



【景観形成基準】

地域の特性に配慮した色彩とすること。

【考え方】

歴史的景観や山地・丘陵地景観、田園景観、市街地景観等において、それぞれに地域固有の基調となる色彩を持っています。

こうした場所への建築物の建築にあたっては、地域の景観の基調となる色彩を把握することが重要です。

さらに、基調となる色彩となじむように配慮するか、にぎわいを演出するかといった色彩の組み合わせを検討するなど、景観との調和を基本に、地域に応じた色彩の決定が望されます。

【配慮事項】

- ・歴史的景観の中では、街並みの基調となる色彩を把握し、基調色との調和に配慮します。
- ・山地・丘陵地景観や田園景観の中では、背景となる山並みや田畠等となじむ色彩となるよう調和に配慮します。
- ・アクセント色の導入によるにぎわいの演出を図る場合は、建築物の低層部に限定し、中高層部は眺望や遠方からの視線による景観に配慮します。

×背景との調和に配慮が欠ける建築物



○背景との調和に配慮している建築物

« 参考 »

色彩の表示方法について

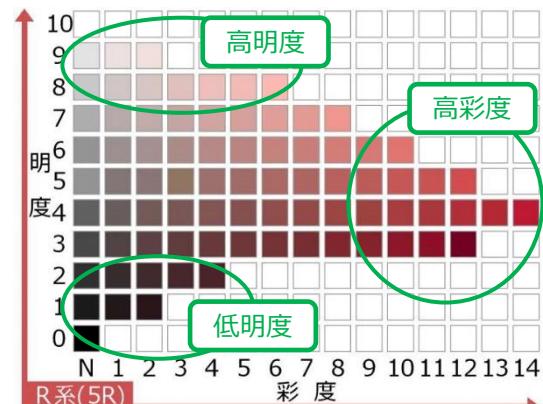
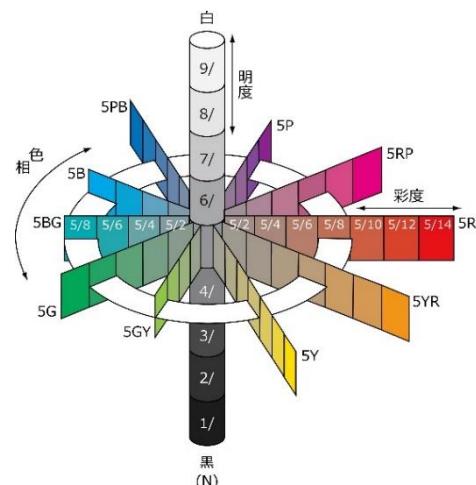
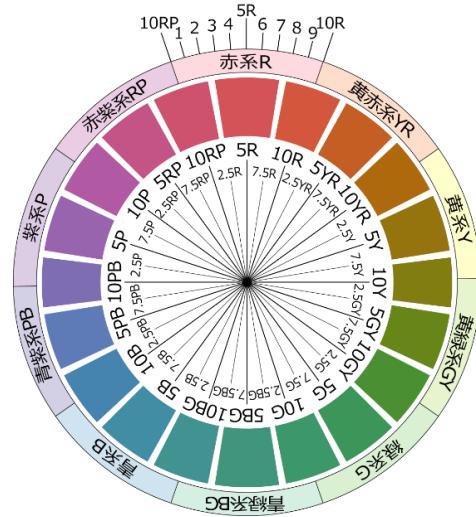
色彩は一般的に「あか」「あお」といった色名で表現されますが、これらの色名での表現では、それぞれ個人の感覚や感性により、色名のイメージに差があり曖昧な表現です。色彩に配慮しながら良好な景観を形成していくためには、このあいまいさをなくし、色彩を客観的に表現する必要があります。

このようなことから、色彩の表記は日本産業規格（JIS）に採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用し、あいまいさをなくし客観的に判断できるようにしています。

マンセル表色系は色彩を、「色相」、「明度」、「彩度」の組み合わせで表記します。

色 相 [いろあい] Hue	赤(R) 黄(Y) 緑(G) 青(B) 紫(P) の5色と、それぞれの中間色、黄赤(YR) 黄緑(GY) 青緑(BG) 青紫(PB) 赤紫(RP) の5色、合計10色を基本色とし、その度合いを示す1~10の数値の組み合わせで表します。
明 度 [あかるさ] Value	暗い色彩ほど数値が小さく、明るい色彩ほど数値が大きくなります。0~10の数値で表します。
彩 度 [あざやかさ] Chroma	くすむ色彩ほど数値が小さく、鮮やかな色彩ほど数値が大きくなります。黒・白・グレー等の無彩色は彩度N(0)となり、N(0)~14の数値で表します。

表記(例) :	色相 <u>5R</u> 明度 <u>6</u> / 彩度 <u>4</u> (読み方 : 5あーる 6 の 4)
	色相 <u>N</u> 彩度 <u>4</u> (読み方 : えぬ 4) ※ 無彩色(黑白等)は、N(0)で表す。



高彩度 彩度の高い色彩は、街並みの中では調和せずに浮いてしまいます。色みが強いため、自然の中では、樹木などの緑よりも目立ってしまいます。

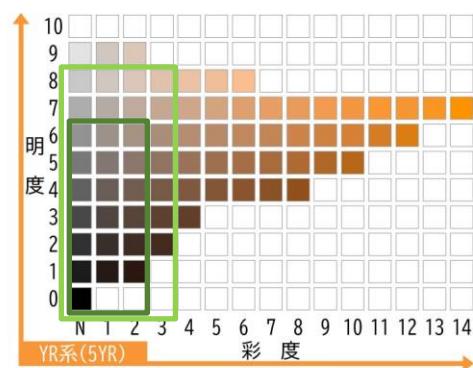
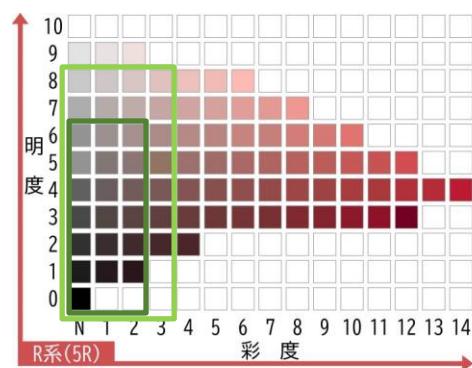
高明度 明度の高い色彩は、漆喰壁などとして古くから使われていますが、白っぽいため、自然の中では樹木等の緑との対比が大きく、存在感が際立ってしまいます。

低明度 明度の低い色彩は、街並みの中では重い印象をあたえることもあります。

建築物等における色彩の推奨範囲

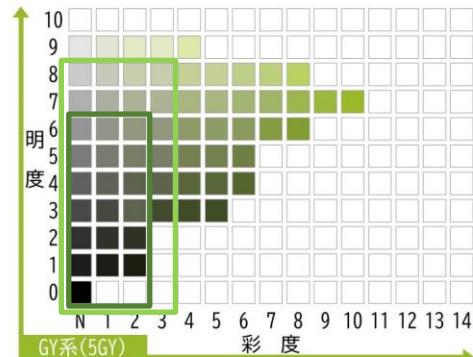
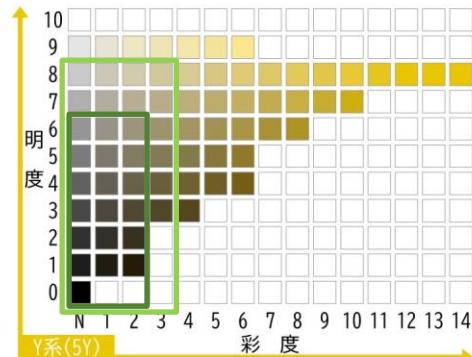
山地・丘陵地景観ゾーン

色相	R~RP
彩度	2以下
明度	6以下

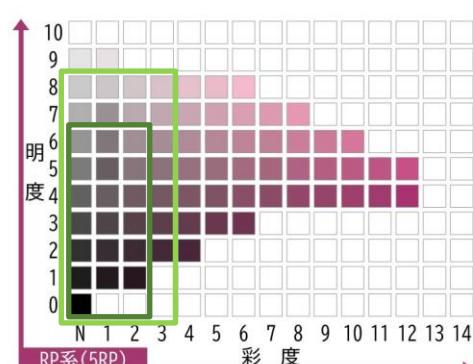
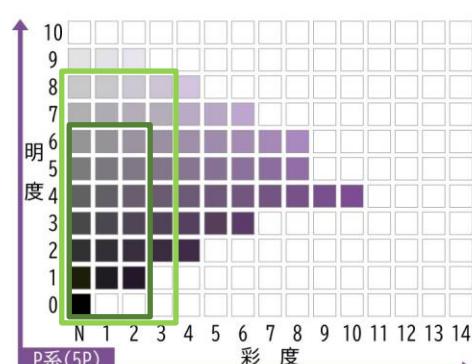
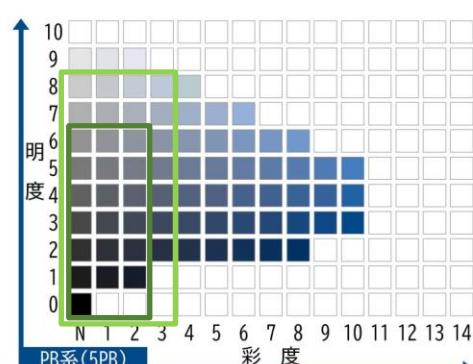
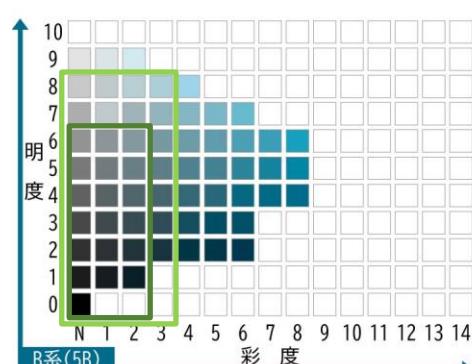
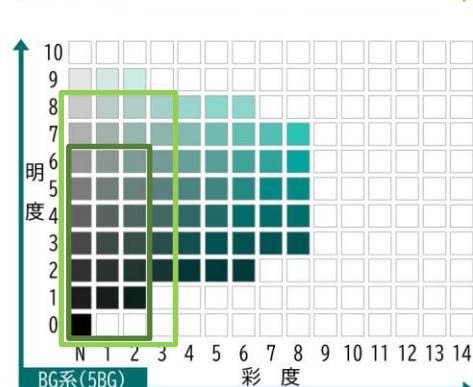
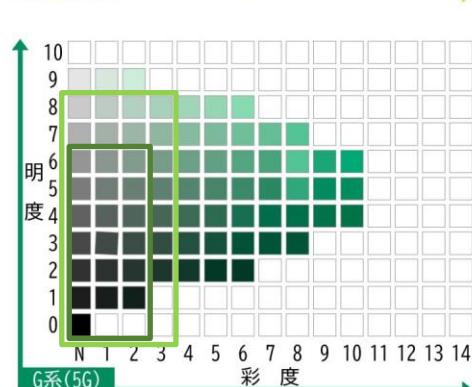


田園景観ゾーン

色相	R~RP
彩度	3以下
明度	8以下



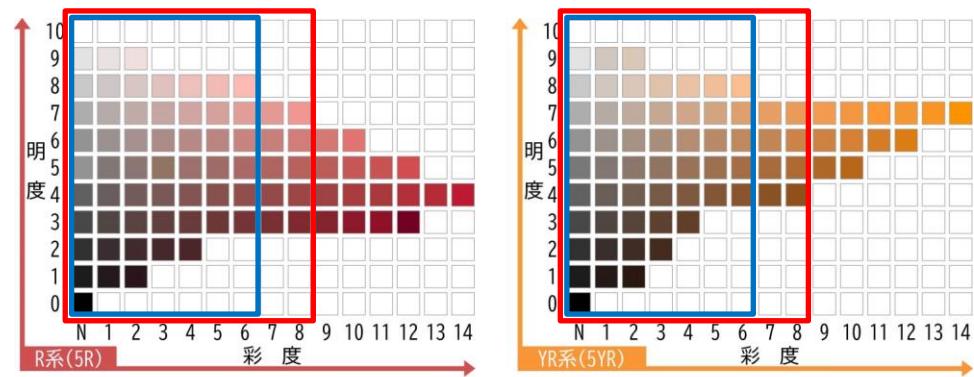
山地・丘陵地景観ゾーン 推奨範囲



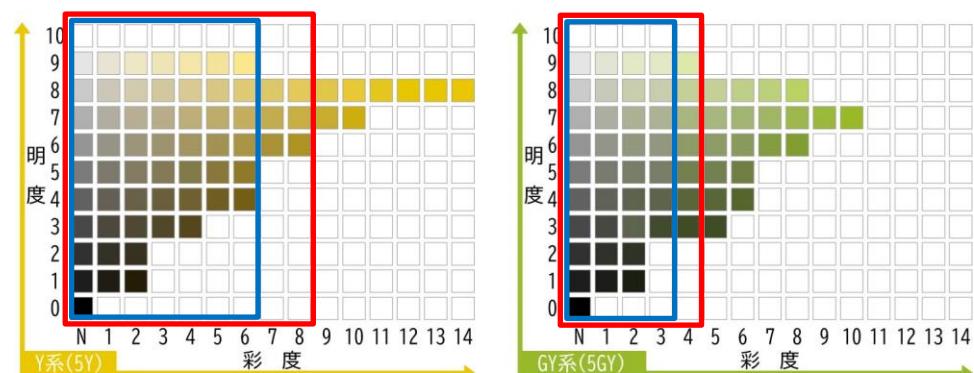
※印刷のため実際の色とは異なりますので、マンセル値を参照してください。

建築物等における色彩の推奨範囲

市街地景観ゾーン (住宅・産業地区)	
色相	R~Y
彩度	6以下
色相	G Y~RP
彩度	3以下

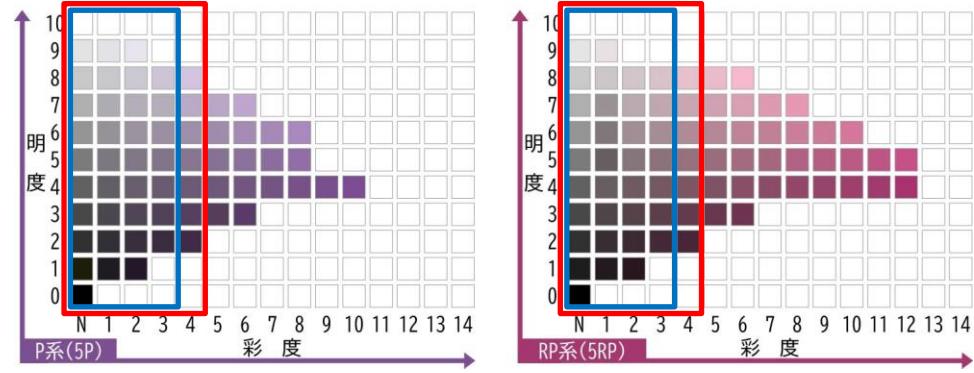
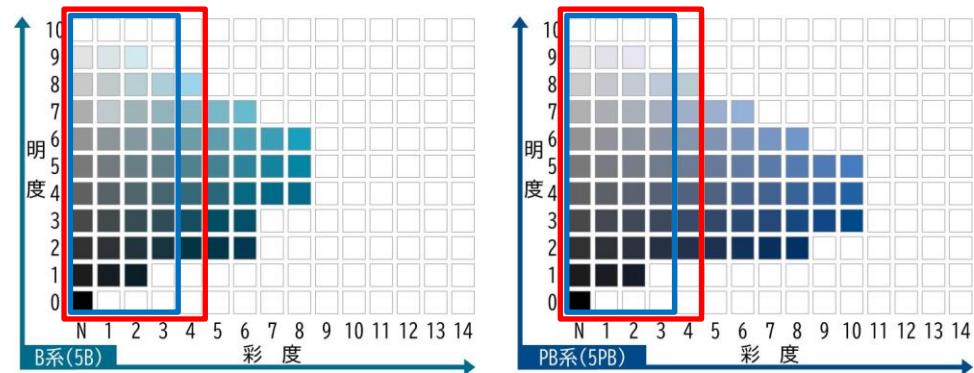
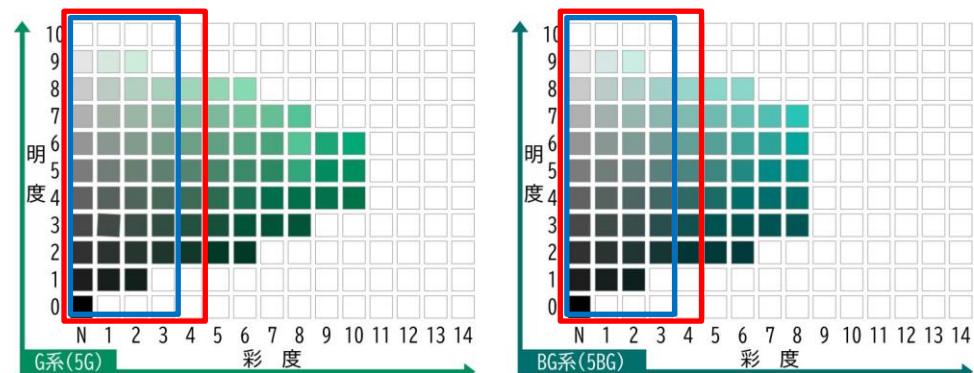


市街地景観ゾーン (駅周辺商業・沿道型商業地区)	
色相	R~Y
彩度	8以下
色相	G Y~RP
彩度	4以下



市街地景観ゾーン
(住宅・産業地区)
推奨範囲

市街地景観ゾーン
(駅周辺商業・沿道型商業地区)
推奨範囲



※印刷のため実際の
色とは異なります
ので、マンセル値を
参照してください。

● 材料

【景観形成基準】

外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。

【考え方】

地域に親しまれてきた自然の材料や伝統的材料を用いて、積極的に景観づくりに生かしていくことが望まれます。

【配慮事項】

- ・景観の質の向上に寄与する材料を使用するよう配慮します。
- ・山地・丘陵地景観や田園景観の中では、光沢のある材料の使用は慎重に行い、周囲との違和感のない景観とするよう配慮します。
- ・周辺の街並みにない新たな材料を多用する場合には、その街並みに対する景観的な影響について配慮します。



木材などの自然素材を利用した建築物
(県民の森管理事務所)

【景観形成基準】

外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。

【考え方】

汚れや老朽化が目立たず、年月を経て風格の増すような材料を、必要に応じて外装材に使用し、地域になじむ景観形成に寄与していくことが望されます。

【配慮事項】

- ・耐久性に優れ、メンテナンスが容易な材料を選ぶよう配慮します。
- ・汚れが目立たず、年月を経て風格の増す材料の導入に配慮します。



耐久性に優れた材料を用いた建築物
(JR 片岡駅)

● 敷地の緑化

【景観形成基準】

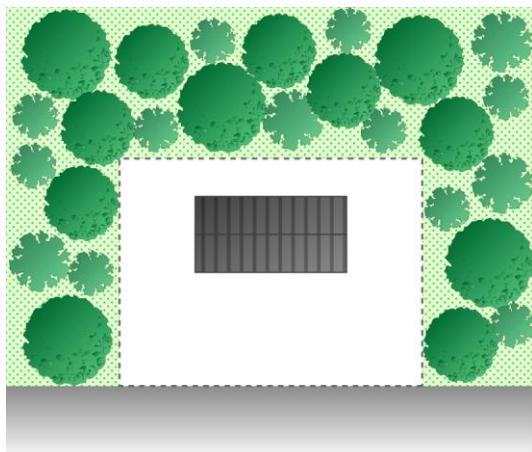
敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。

【考え方】

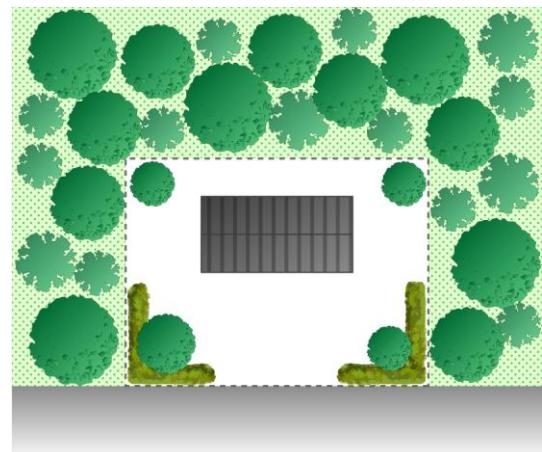
建築物と周囲の景観をつなぐ要素として、敷地内には可能な限り緑化していくことが望されます。

【配慮事項】

- ・建築物から受ける圧迫感等を和らげるよう緑化に配慮します。
- ・四季の変化が感じられる樹種を計画的に配置するよう配慮します。



✗周囲の自然との調和に配慮していない



○敷地内の緑化により周囲の自然との調和に配慮している

【景観形成基準】

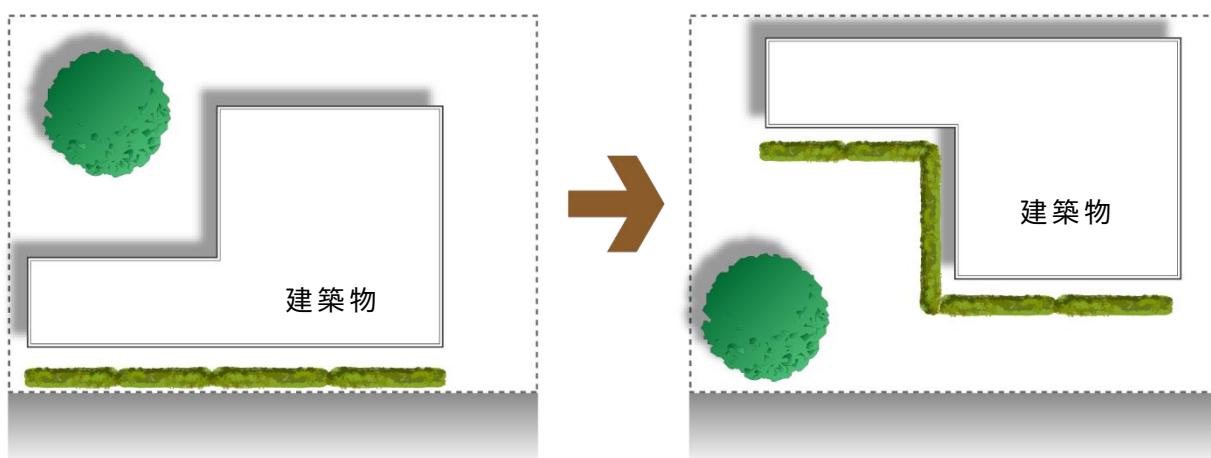
緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用すること。

【考え方】

敷地内に既存の樹木がある場合には、地域の歴史継承や街並みに対する潤いを維持する考えに立って、建築物の計画、設計の段階から保全あるいは移植を検討し、緑化修景等に役立てることが望まれます。

【配慮事項】

- ・大木等のランドマーク性に配慮し、これを活かすよう建築物の位置や規模を工夫します。



×ランドマークとなる樹木が建築物で遮
られている

○建築物の設計や配置、ランドマークと
なる樹木の移植により、修景を工夫し
ている

【景観形成基準】

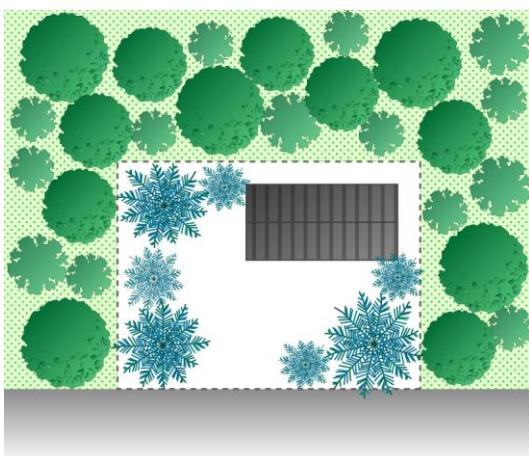
樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。

【考え方】

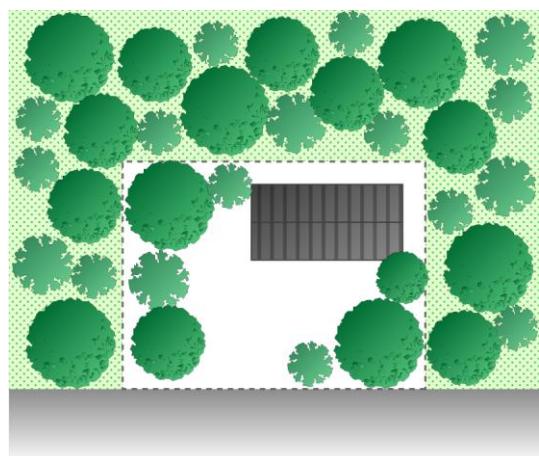
地域における植生などを十分把握し、地域で親しまれる樹種などを選定することで、地域特性を尊重した景観づくりを進めていくことが望まれます。

【配慮事項】

- ・建築物との調和や周辺緑地との一体性等に配慮します。
- ・周囲の樹林地など、それらの在来種との調和を図ります。
- ・管理しやすい樹種を選定するよう配慮します。



×周囲の樹林地の在来種とは異なる樹種
を選定している



○周囲の樹林地の在来種を選定し、一
体性に配慮している

● その他

【景観形成基準】

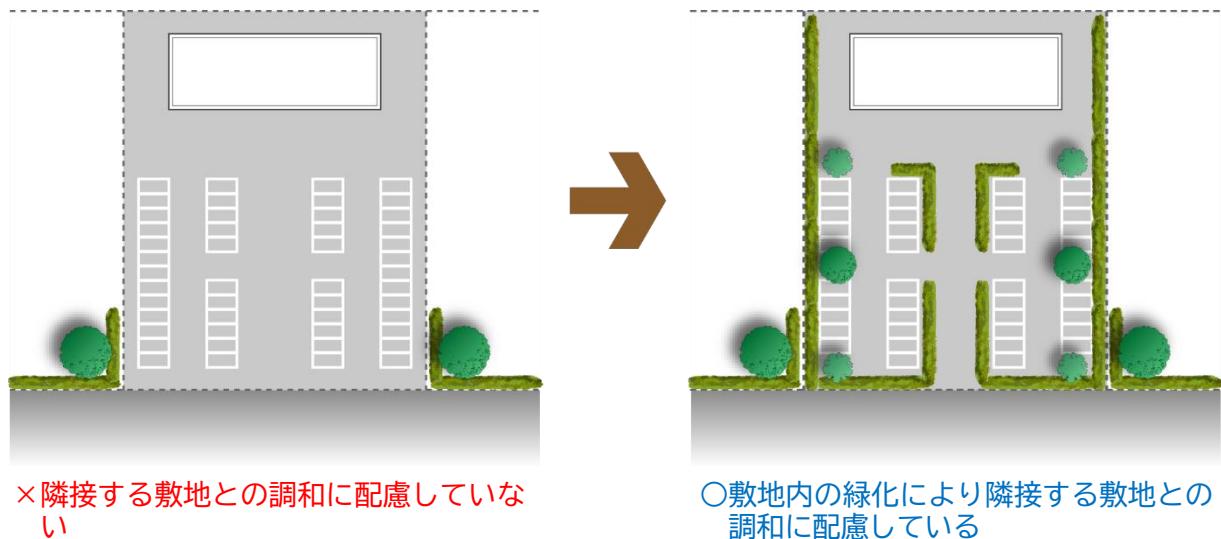
敷地内に屋外駐車場を設置する場合は、街並み、隣接する敷地等との不調和が生じないようにすること。（大規模行為限定）

【考え方】

可能な限り緑化を図ることや、地形や敷地形状を活かすなどのさまざまな変化を付けることで、周辺の街並みとの調和やバランスを確保していくことが望まれます。

【配慮事項】

- ・緑化スペースの確保、駐車スペースの配置などを検討します。
- ・駐車場の周囲は緑化を行い、周囲の自然との調和や街並みに潤いを与えるよう配慮します。
- ・緑化スペースが確保できない場合であっても、フェンスや外壁における壁面緑化や生垣を検討するなど、積極的な緑化に努めます。



【景観形成基準】

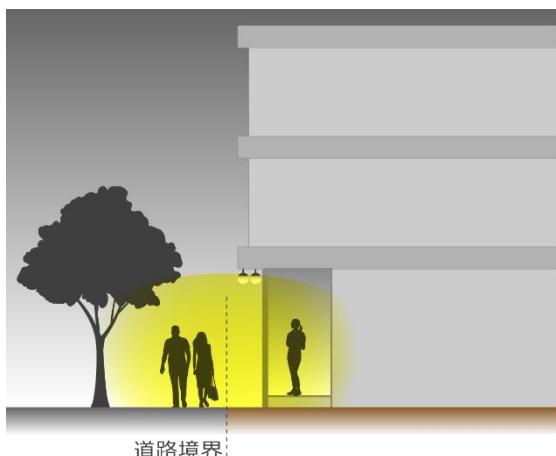
屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。

【考え方】

屋外照明の導入にあたり、照明方法や光源のタイプ、光量などは、周囲への影響を十分考慮し、落ち着いた夜間景観を演出するような配慮が望されます。

【配慮事項】

- ・まぶしさを防ぐため、直接、光源が見えないように配慮します。
- ・建物内部から漏れる明かりと屋外照明との一体的な照明環境に配慮します。



【景観形成基準】

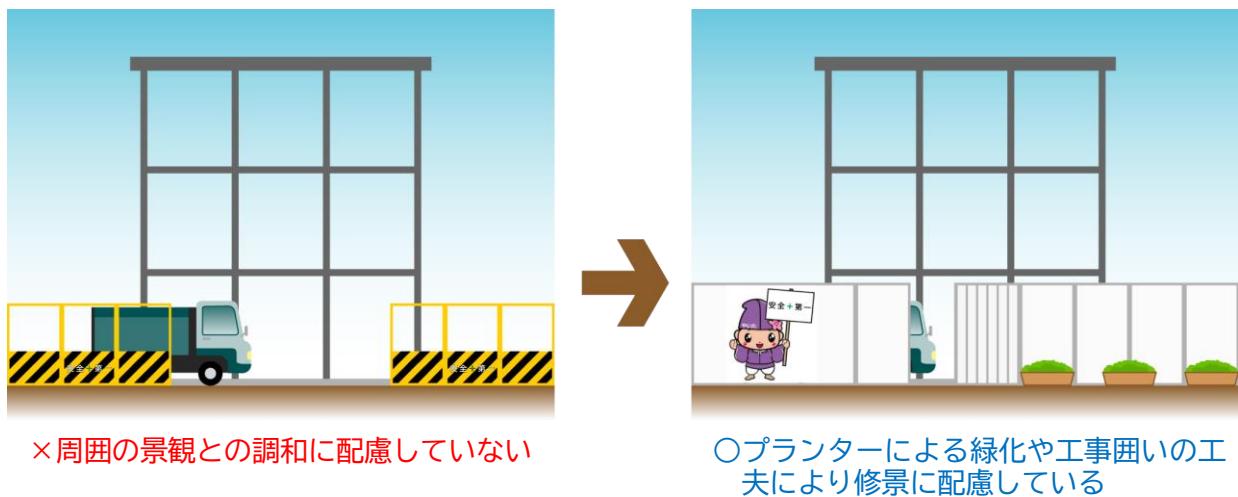
工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事塀等により、できる限り修景の工夫をすること。（大規模行為限定）

【考え方】

工事期間中はできる限り景観的配慮に努め、工事囲いにより遮へいするとともに、グラフィックを施すなどの不快感等を和らげる工夫や、プランターなどによる緑化などに努めることが望まれます。

【配慮事項】

- ・工事用囲いにイラストや写真などのグラフィックを用いて、周囲の景観への違和感の軽減を図ります。
- ・山地・丘陵地景観や田園景観の中では、緑化による遮へいを検討します。



【景観形成基準】

建築物に附帯する広告物は、建築物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。

【考え方】

屋外広告物法を遵守したうえで、さらに景観づくりにおける視点からも、街並みや背景となる自然などに対し、ふさわしいデザインとすることが望まれます。

【配慮事項】

- ・広告物の形状や表示方法は、附帯する建築物のデザインや周囲の景観、まちづくりの方向性に配慮します。
- ・広告物は低層階に集中させ、眺望や遠方からの視線における景観に配慮するとともに、歩行者空間のにぎわいに寄与するよう配慮します。

×建築物の色彩・意匠との調和や眺望に配慮していない屋外広告物



○建築物の色彩・意匠との調和や眺望に配慮した屋外広告物



【景観形成基準】

建築物の移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること。

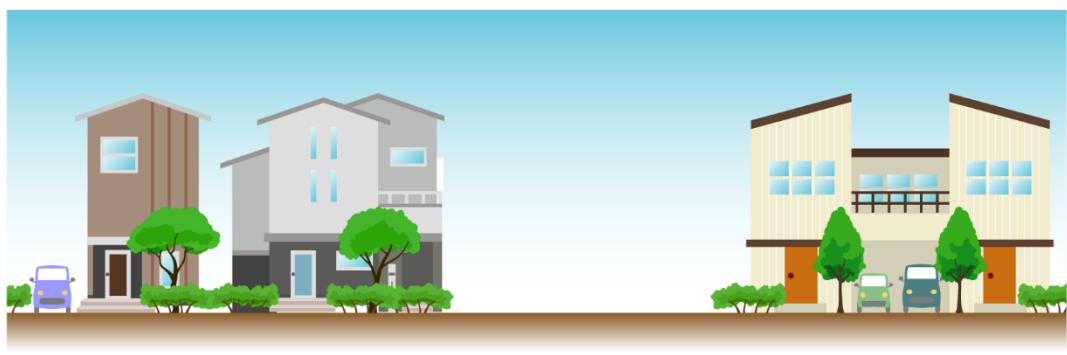
【考え方】

周辺の景観に対して不調和とならないように、遮へいや緑化などの調和を図る工夫が望されます。

【配慮事項】

- ・跡地の緑化や塀の設置など、周囲の景観との不調和が起きないように配慮します。
- ・山地・丘陵地景観や田園景観の中では、周囲の山林や農村景観、山並みと調和するため緑化などに配慮します。
- ・跡地への不法投棄などが発生しないよう、維持管理を十分行います。

×跡地の修景の工夫が行われていないため街並みの連続性を損なっている



○跡地の緑化による修景のため街並みの連続性が確保されている

(3) 工作物

● 位置及び規模

【景観形成基準】

地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。

【考え方】

工作物の建設にあたっては、主要な視点場からの眺望を十分調査し、良好な眺望を阻害しない位置、規模の検討を行うことが望されます。

【配慮事項】

- ・山地・丘陵地景観や田園景観の中においては、主要な眺望点からの眺望を基準として、位置や規模を検討します。
- ・市街地では道路、公園、広場等を視点場とした街並みの見え方を基準として、位置や規模を検討します。
- ・眺望に配慮して位置の工夫や規模を抑える検討を行います。

画像参照^{*} : P.15

【景観形成基準】

山稜の近傍にあっては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。

【考え方】

視点場を意識したうえで、工作物の位置や規模を工夫し、山並みのつくる自然の連続性をもった稜線を遮ることがないよう検討を行うことが望されます。

【配慮事項】

- ・長大な幅や壁面を有する工作物は、位置の工夫や周辺の樹木を残すなど、山並みの稜線を分断しないように配慮します。

画像参照^{*} : P.15

※参照元の建築物を工作物に置き替えて見てください。

【景観形成基準】

道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような位置及び規模とすること。（大規模行為限定）

【考え方】

歩行者の行き交う道路や河川等の公共空間に接する部分には、できる限り空間を確保することや、上空への開放感を創出する工夫をすることが望されます。

【配慮事項】

- ・後退距離を確保するとともに、接道部分の緑化や敷地における歩行者空間との一体化に配慮します。

画像参照※ : P.16

【景観形成基準】

歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。

【考え方】

街並みの連続性が途切れたり、歴史や文化を伝える景観が阻害されたりするがないよう、工作物の位置や規模の検討を行うことが望されます。

【配慮事項】

- ・道路等の公共空間から離し、周囲の景観と不調和にならないように配慮します。
- ・歴史的建造物等がつくる街並みの連続性に併せた位置や規模に配慮するとともに、これに調和した色調にするなど、歴史的雰囲気を大切にします。
- ・歴史的な建造物等からおおむね 100mを対象とします。

画像参照※ : P.18

※参照元の建築物を工作物に置き替えて見てください。

【景観形成基準】

水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること

【考え方】

潤い、広がり、美しさをもった水辺の景観を保全、創出する工作物の位置や規模の検討を行うことが望されます。

【配慮事項】

- ・水辺から距離をとるなど、水辺沿いの景観に調和するよう配慮します。
- ・水辺がつくる水際線の連續性を分断しない位置や規模の工夫を図ります。
- ・水際線からおおむね 100mを対象とします。

画像参照※ : P.19

● 形態及び意匠

【景観形成基準】

周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。

【考え方】

工作物の付属する装置など、形態を構成する要素を、まとまりのある工作物として一體的に計画するとともに、背景となる周囲の景観や街並みがつくる基調とも調和させることが望されます。

【配慮事項】

- ・街並みと調和するよう工作物の形態に配慮します。
- ・山地・丘陵地景観や田園景観の中では、背景となる山林や山並みと調和する形態や、自然と違和感が生じない意匠に配慮します。

画像参照※ : P.20

※参考元の建築物を工作物に置き替えて見てください。

【景観形成基準】

歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はその歴史的な建造物等と調和する形態及び意匠とすること。

【考え方】

伝統的な形態や意匠を継承し、歴史的景観と調和するよう努めることが望まれます。

【配慮事項】

- ・歴史的背景や地域特性を十分理解し、その継承に努めます。
- ・歴史的な建造物等からおおむね 100m を対象とします。

画像参照※ : P.22

● 色彩

【景観形成基準】

地域の特性に配慮し、周辺の景観に調和する色彩とすること。

【考え方】

工作物の色彩の決定にあたっては、背景となる街並みや自然の基調となる色彩との関係を十分考慮に入れ、背景に対して過度に鮮やかな色彩、あるいは明るい色彩を大面積に使用することは避け、周辺の景観と調和を図っていくことが望されます。

【配慮事項】

- ・基本的に、彩度を抑えた色彩を工作物の基調とするよう配慮します。
- ・背景となる景観との明度差の小さい色彩を工作物の基調とするよう配慮します。
- ・歴史的景観の中では、街並みの基調となる色彩を把握し、基調色との調和に配慮します。
- ・山地・丘陵地景観や田園景観の中では、背景となる山林や山並み、田畠等となじむ色彩となるよう調和に配慮します。
- ・アクセント色の導入する場合は、周辺や施設の基調となる色彩と使用する面積割合とのバランスに配慮します。

画像参照※ : P.23~27

※参照元の建築物を工作物に置き替えて見てください。

● 材料

【景観形成基準】

外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。

【考え方】

地域に親しまれてきた自然の材料や伝統的材料を用いて、積極的に景観づくりに生かしていくことが望まれます。

【配慮事項】

- ・景観の質の向上に寄与する材料を使用するよう配慮します。
- ・山地・丘陵地景観や田園景観の中では、光沢のある材料の使用は慎重に行い、周囲との違和感のない景観とするよう配慮します。
- ・周辺の街並みにない新たな材料を多用する場合には、その街並みに対する景観的な影響について配慮します。

画像参照※ : P.28

【景観形成基準】

外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。

【考え方】

汚れや老朽化が目立たず、年月を経て風格の増すような材料を、必要に応じて外装材に使用し、地域になじむ景観形成に寄与していくことが望まれます。

【配慮事項】

- ・耐久性に優れ、メンテナンスが容易な材料を選ぶよう配慮します。
- ・汚れが目立たず、年月を経て風格の増す材料の導入に配慮します。

画像参照※ : P.29

※参照元の建築物を工作物に置き替えて見てください。

● 敷地の緑化

【景観形成基準】

敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。

【考え方】

工作物と周囲の景観をつなぐ要素として、敷地内には可能な限り緑化していくことが望されます。

【配慮事項】

- ・工作物から受ける圧迫感等を和らげるよう緑化に配慮します。

画像参照※ : P.30

【景観形成基準】

緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用すること。

【考え方】

敷地内に既存の樹木がある場合には、地域の歴史継承や街並みに対する潤いを維持する考えに立って、工作物の計画、設計の段階から保全あるいは移植を検討し、緑化修景等に役立てることが望されます。

【配慮事項】

- ・大木等のランドマーク性に配慮し、これを活かすよう工作物の位置や規模を工夫します。

画像参照※ : P.31

※参照元の建築物を工作物に置き替えて見てください。

【景観形成基準】

樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。

【考え方】

地域における植生などを十分把握し、地域で親しまれる樹種などを選定することで、地域特性を尊重した景観づくりを進めていくことが望まれます。

【配慮事項】

- ・工作物との調和や周辺緑地との一体性等に配慮します。
- ・周囲の樹林地など、それらの在来種との調和を図ります。

画像参照※ : P.32

● その他

【景観形成基準】

屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。

【考え方】

屋外照明の導入にあたり、照明方法や光源のタイプ、光量などは、周囲への影響を十分考慮し、落ち着いた夜間景観を演出するような配慮が望されます。

【配慮事項】

- ・まぶしさを防ぐため、直接、光源が見えないように配慮します。

画像参照※ : P.34

※参照元の建築物を工作物に置き替えて見てください。

【景観形成基準】

工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事塀等により、できる限り修景の工夫をすること。（大規模行為限定）

【考え方】

工事期間中はできる限り景観的配慮に努め、工事囲いにより遮へいするとともに、グラフィックを施すなどの不安全感等を和らげる工夫や、プランターなどによる緑化などに努めることが望されます。

【配慮事項】

- ・工事用囲いにイラストや写真などのグラフィックを用いて、周囲の景観への違和感の軽減を図ります。
- ・山地・丘陵地景観や田園景観の中では、緑化による遮へいを検討します。

画像参照[※] : P.35

【景観形成基準】

工作物に附帯する広告物は、工作物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。

【考え方】

基本的には屋外広告物法を遵守する必要がありますが、さらに景観づくりにおける視点からも、街並みや背景となる自然などに対し、ふさわしいデザインとすることが望されます。

【配慮事項】

- ・広告物の形状や表示方法は、附帯する工作物のデザインや周囲の景観、まちづくりの方向性に配慮します。
- ・広告物は低層階に集中させ、眺望や遠方からの視線における景観に配慮するとともに、歩行者空間のにぎわいに寄与するよう配慮します。

画像参照[※] : P.36

※参照元の建築物を工作物に置き替えて見てください。

【景観形成基準】

工作物の移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること。

【考え方】

周辺の景観に対して不調和とならないように、遮へいや緑化などの調和を図る工夫が望されます。

【配慮事項】

- ・跡地の緑化や塀の設置など、周囲の景観との不調和が起きないように配慮します。
- ・山地・丘陵地景観や田園景観の中では、周囲の山林や農村景観、山並みと調和する緑化を行うよう配慮します。
- ・跡地への不法投棄などが発生しないよう、管理を十分行います。

画像参照[※] : P.37

※参照元の建築物を工作物に置き替えて見てください。

【景観形成基準】

太陽光パネルは、位置や規模、形態、意匠、色彩、光沢、反射など周辺環境に配慮すること。

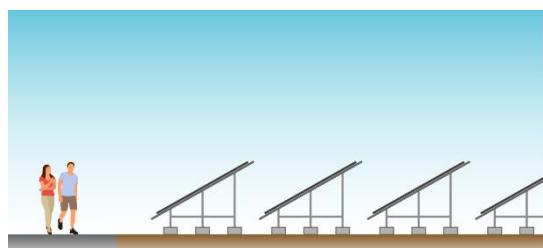
【考え方】

周辺の景観に対して不調和とならないよう、可能な限り緑化などの調和を図る工夫が望されます。また、周辺景観や環境への影響から、反射を抑制した素材を用いることが必要です。

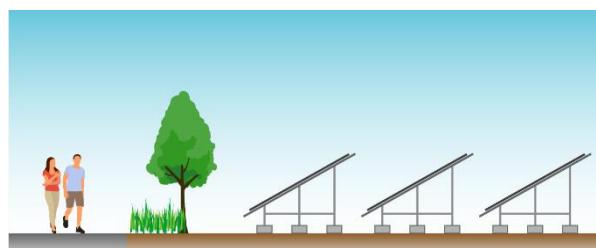
特に山地・丘陵地は、本市の原風景を構成する要素の一つであることから、幹線道路などの主要な眺望点からの見え方に配慮が必要です。

【配慮事項】

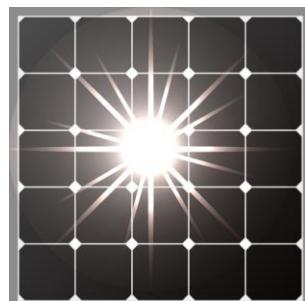
- ・敷地外からの景観に配慮し、外周に生垣などの緑化を検討します。
- ・眺望に配慮して位置の工夫や規模を抑える検討を行います。
- ・パネル等については、反射を抑制した素材などの使用を検討します。
- ・土砂や雨水の流出等の周辺景観への配慮について事前に検討し、防止策を講じます。



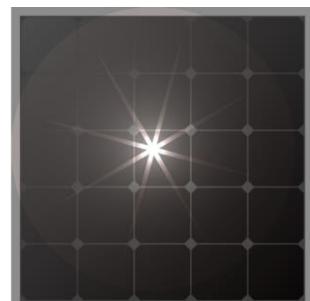
×敷地外からの景観に配慮していない



○緑化により敷地外からの景観に配慮している



×パネルフレームや太陽光の反射に対して配慮が欠けている



○パネルフレームや太陽光の反射が目立たないよう配慮している

(4) 開発行為

● 土地の形状及び緑化

【景観形成基準】

長大な面及び擁壁が生じないように、できる限り現況の地形を生かすこと。

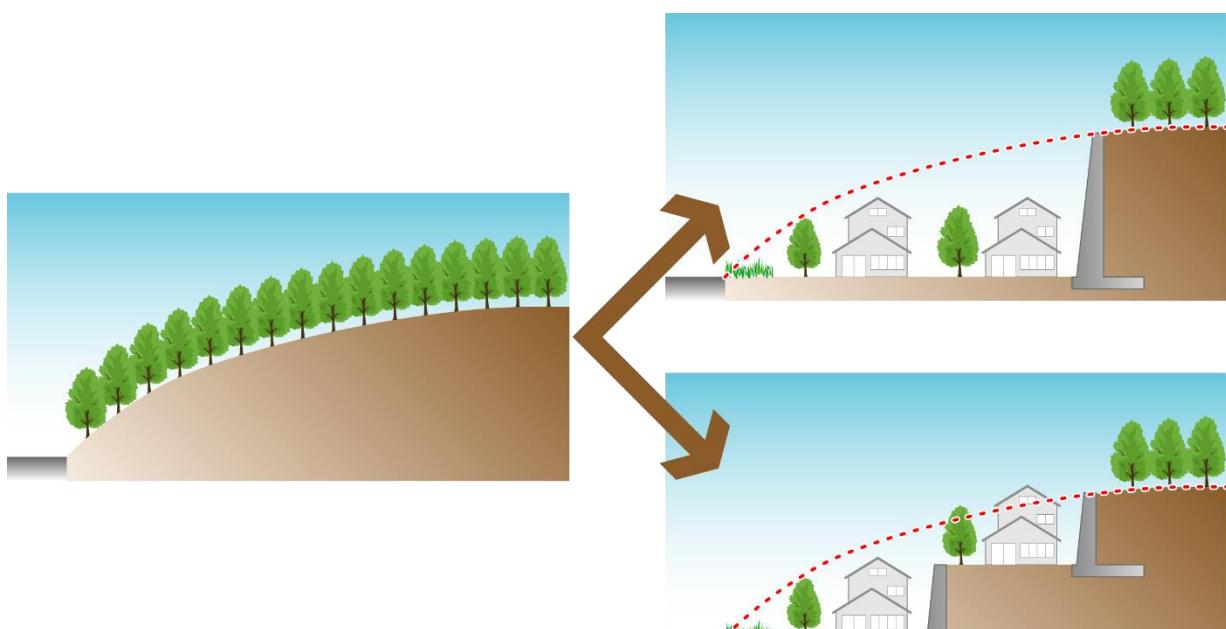
【考え方】

現況の地形を可能な限り生かして、長大な面や擁壁が極力生じない設計を心掛け、開発許可と十分な整合性を図ること。また、小刻みな区切りをつけるなど表情に変化をつける工夫をし、圧迫感を軽減したり、緑化ブロック、植樹帯の設置などにより、自然がつくる連続性を確保するなどの工夫が望されます。

【配慮事項】

- ・のり面や擁壁は、緑化ブロックや表情の変化による工夫により、圧迫感の軽減に配慮します。
- ・大きな面や擁壁は分割し、圧迫感や威圧感を軽減するよう配慮します。

×擁壁の面が長大で圧迫感や威圧感がある



【景観形成基準】

のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周囲の植生と調和した緑化を図ること。

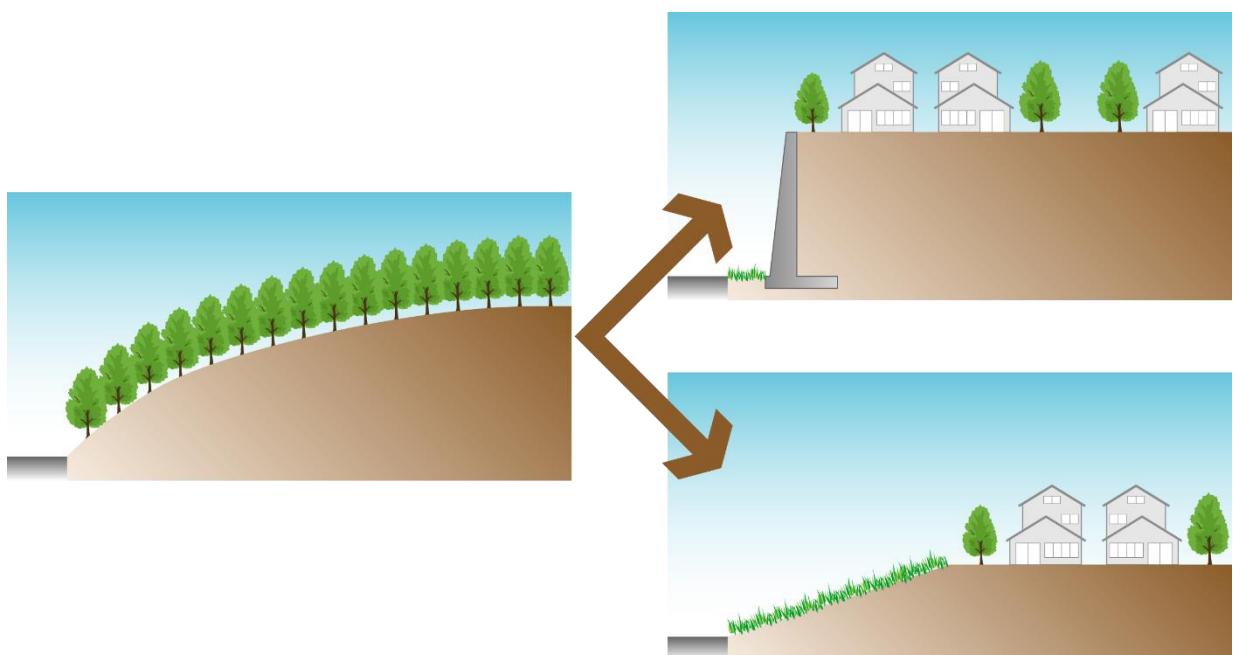
【考え方】

できる限り緩い勾配ののり面を検討し、周辺の樹林における植生を十分把握したうえ、植樹や植栽密度等を確保し、将来的には自然の植生の復元を目指すことが望まれます。

【配慮事項】

- ・住宅地に隣接した場所などでは、緑化とともに花木等による積極的な修景を行うよう配慮します。

×擁壁ののり面勾配がきつく圧迫感や威圧感がある



○擁壁ののり面勾配緩和と緑化による修景により圧迫感と威圧感を軽減している

【景観形成基準】

土地の不整形な分割又は細分化は避けること。

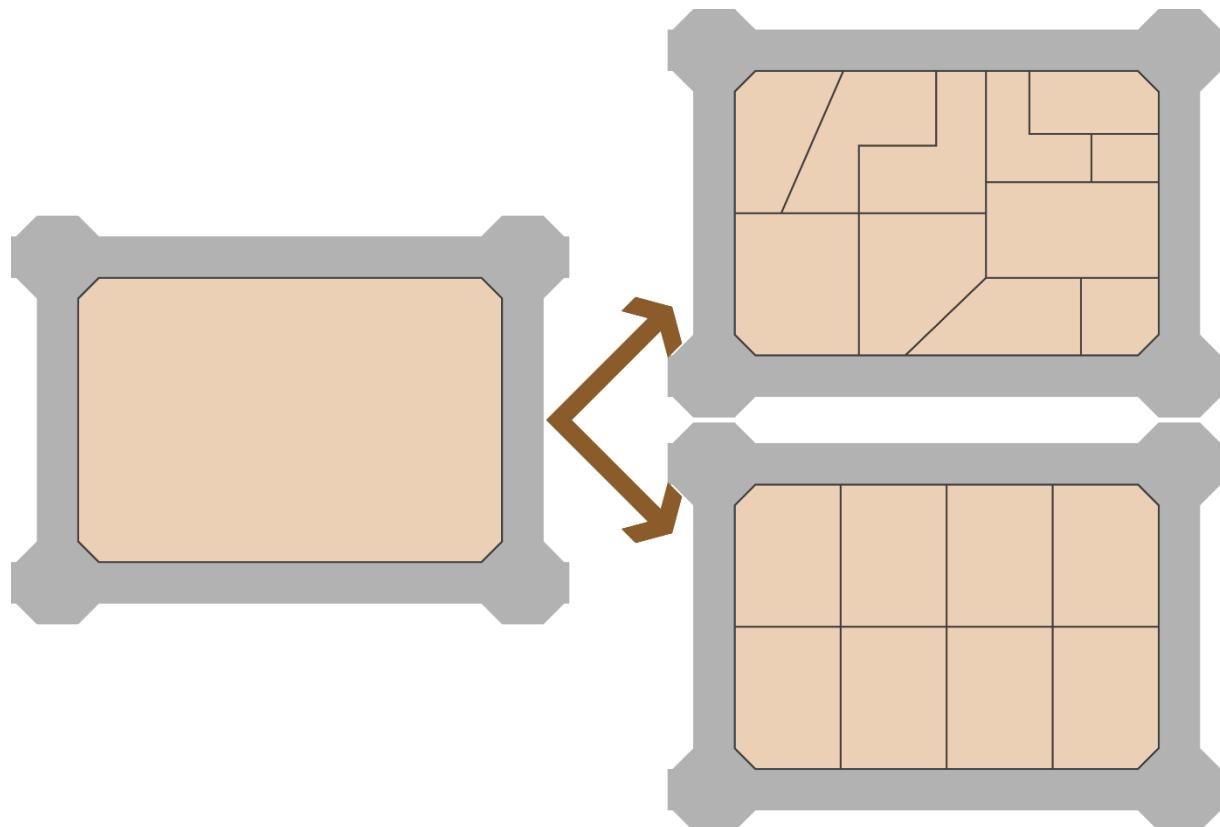
【考え方】

適切な敷地規模や敷地割を検討し、地区計画などのルールをあらかじめ定めることにより、敷地の不整形な分割、細分化は避ける必要があります。

【配慮事項】

- 事業計画の段階から、適正な敷地規模、整形な敷地形状を確保するよう配慮します。

×敷地の不整形な分割や細分化による
ゆとりやまとまりがない



○敷地の整形分割や細分化を行わない
ことでゆとりとまとまりを創出

● その他

【景観形成基準】

優れた景観を形成する樹木等がある場合は、その保全及び活用を図ること。

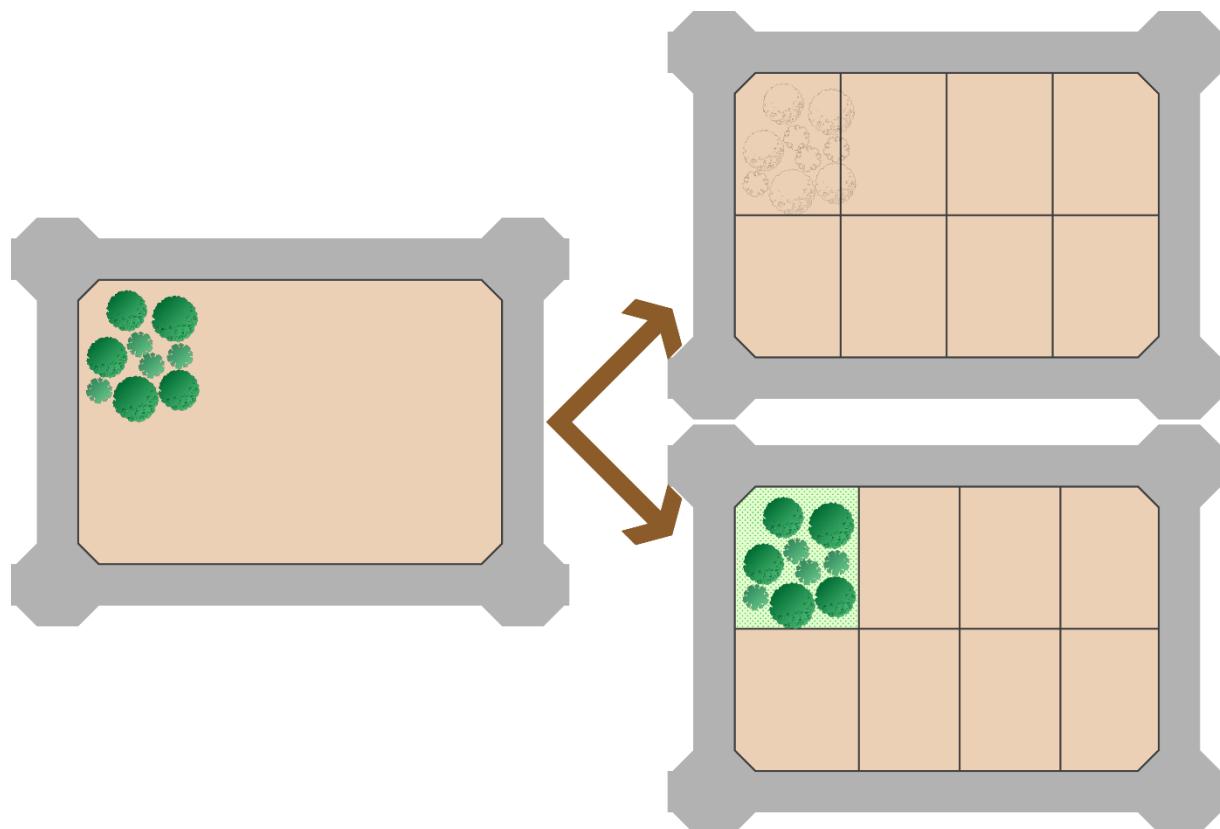
【考え方】

地域の景観を特徴づける要素として尊重し、自然の保全の検討と修景に積極的に活用することによって、計画地周辺における改変前の面影を記憶に残すことが望まれます。

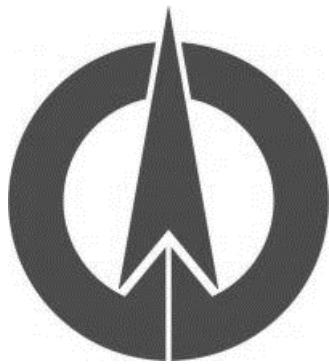
【配慮事項】

- ・優れた自然を積極的に保全し、活用するよう配慮します。

×既存のまとまった樹林地の伐採による区画の形成



○既存のまとまった樹林地を生かした区画の形成



矢板市 建設部 都市整備課

〒329-2192 栃木県矢板市本町 5 番 4 号

T E L : 0287-43-6213 (都市整備課直通)

F A X : 0287-43-9790

E-mail : toshiseibi@city.yaita.tochigi.jp

H P : <https://www.city.yaita.tochigi.jp>